

第八十七回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第 四 号

昭和五十四年二月二十八日(水曜日)  
午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 橋口 隆君

理事 野中 英二君

理事 山下 徳夫君

理事 岡田 哲児君

理事 岡本 富夫君

理事 越智 通雄君

理事 島村 宜伸君

理事 中西 啓介君

理事 原田昇左右君

理事 渡辺 秀央君

理事 後藤 茂君

理事 沢村 利久君

理事 田口 一男君

理事 玉城 栄一君

理事 吉田 之久君

理事 工藤 晃君

出席國務大臣

通商産業大臣 江崎 眞澄君

出席政府委員

通商産業大臣官房審議官 島田 春樹君

通商産業省生活産業局長 栗原 昭平君

中小企業庁長官 左近友三郎君

委員外の出席者

大蔵省銀行局特別金融課長 中田 一男君

通商産業省産業政策局商務・サービス産業室長 細川 恒君

労働省職業安定局雇用政策課長 白井晋太郎君

商工委員会調査室長 藤沼 六郎君

委員の異動  
二月十六日

工藤 晃君 補欠選任

同日 不破 哲三君

同日 工藤 晃君 補欠選任

同日 不破 哲三君

同日 玉城 栄一君 補欠選任

同日 正木 良明君 補欠選任

同日 玉城 栄一君 補欠選任

同日 正木 良明君 補欠選任

同日 清水 勇君 補欠選任

同日 玉城 栄一君 補欠選任

同日 正木 良明君 補欠選任

同日 清水 勇君 補欠選任

同日 玉城 栄一君 補欠選任

同日 正木 良明君 補欠選任

同日 清水 勇君 補欠選任

同日 玉城 栄一君 補欠選任

同日 正木 良明君 補欠選任

同日 清水 勇君 補欠選任

同日 玉城 栄一君 補欠選任

同日 正木 良明君 補欠選任

同日 清水 勇君 補欠選任

同日 玉城 栄一君 補欠選任

同日 正木 良明君 補欠選任

同日 清水 勇君 補欠選任

同日 玉城 栄一君 補欠選任

同日 正木 良明君 補欠選任

同日 清水 勇君 補欠選任

同日 玉城 栄一君 補欠選任

同日 正木 良明君 補欠選任

同日 清水 勇君 補欠選任

同日 玉城 栄一君 補欠選任

同日 正木 良明君 補欠選任

同日 清水 勇君 補欠選任

同日 玉城 栄一君 補欠選任

同日 正木 良明君 補欠選任

川俣健二郎君 洪沢 利久君  
兒玉 末男君 中村 重光君  
近江巳記夫君 長田 武士君  
坂井 弘一君 宮井 泰良君  
坂口 力君 玉城 栄一君  
山口 敏夫君 大成 正雄君

二月十六日

繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

同日二十八日

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

同日二十八日

円高差益の還元等に関する請願(大原亨君紹介)(第一一五四号)

同日二十八日

中小業者の経営及び生活安定に関する請願(森仲義彦君紹介)(第一一五五号)

同日二十八日

円高差益の還元に関する請願(吉浦忠治君紹介)(第一一五六号)

同日二十八日

同(官井泰良君紹介)(第一二〇五号)

同日二十八日

同(山田太郎君紹介)(第一二〇六号)

同日二十八日

出版物の再販制廃止反対に関する請願(中井治君紹介)(第一二四二二号)

同日二十八日

出版物の再販制廃止反対に関する請願(志賀節君紹介)(第一二六一号)

同日二十八日

同(大柴滋夫君紹介)(第一二七六号)

同日二十八日

同(与謝野馨君紹介)(第一二七七号)

同日二十八日

同(和田耕作君紹介)(第一二七八号)

同日二十八日

は本委員会に付託された。

中小企業信用補完制度の拡充に関する陳情書(関東一都九県議会議長会常任幹事東京都議會議長河野一郎外九名)(第五八八号)

中小企業高度化資金制度の改善に関する陳情書(中国五県議会議長会正副議長代表岡山県議會議長中嶋弘外四名)(第五九九号)

工業再配置事業促進のための利子補給増額に関する陳情書(関東一都九県議會議長会常任幹事東京都議會議長河野一郎外九名)(第六〇号)

石油備蓄交付金の期限延長等に関する陳情書外一件(沖繩県中頭郡与那城村議會議長赤嶺正雄外一名)(第六一五号)

灯油及びプロパンガスの円高差益還元に関する陳情書外一件(歌志内市議會議長染谷政志外一名)(第六二二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

同日二十八日

〇橋口委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提案理由の説明を聴取いたします。江崎通商産業大臣。

繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

〇江崎國務大臣 繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理

由を説明いたします。

繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

同日二十八日

〇橋口委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提案理由の説明を聴取いたします。江崎通商産業大臣。

繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

〇江崎國務大臣 繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理

由を説明いたします。

繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

同日二十八日

〇橋口委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提案理由の説明を聴取いたします。江崎通商産業大臣。

繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

由及び要旨を御説明申し上げます。

繊維工業につきましては、現行繊維工業構造改善臨時措置法に基づきまして、昭和四十九年度から、繊維工業の知識集約化を目指して、新商品または新技術の開発等に関する構造改善事業を実施してまいりました。しかしながら、この間のわが国の繊維工業をめぐる内外環境は、当初の予想を上回る、まことに厳しいものとなりました。すなわち、国内におきましては、石油危機後の景気の著しい冷え込みにより、繊維製品の内需が大幅に減少し、長期にわたり停滞を見せました。また、対外的には、発展途上諸国における繊維工業の発展により、わが国の繊維工業は、輸出市場において次第に後退を余儀なくされるとともに、わが国市場におきましても、厳しい競争関係に置かれてまいりました。これに加えて、一昨年来円相場が急激かつ大幅に高騰いたしました。この面からもわが国の繊維工業の国際競争力は、大きな影響を受けたのであります。

このような繊維工業をめぐる厳しい内外環境の中で、本法律に基づき進められてきた構造改善事業は、必ずしも順調な進捗を見せておらず、本年度末をもって当初の目的を達成したとすることは、困難な状況となっております。これらの状況を踏まえ、繊維工業審議会及び産業構造審議会におきまして、今後の構造改善のあり方について慎重な審議を重ねられ、昨年十一月、今後の繊維工業をめぐる厳しい内外環境から見て、わが国繊維工業は、製品の一層の高付加価値化、差別化を図っていく必要があるが、繊維事業者の自主的努力のみをもって、このような対応を早急に進めていくことは、困難であると考えられること、関係業界においても、懸念の過剰設備の処理が進み、これから知識集約化を目指した構造改善に取り組むべき段階にきていること等の理由から、構造改善期間を五年間延長するとともに、構造改善の一層の促進を図るべき旨の答申を得た次第であります。政府といたしましては、この答申に沿って政策

を進めるため、本法律案を提案することとした次第でございます。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、この法律が廃止されるものとされる期限につきまして、従来、本年六月三十日までとなっているものを、昭和五十九年六月三十日まで五年間延長することでありまして、

第二は、構造改善事業制度に関するものであります。現行制度では、構造改善事業計画を単独で作成することができるとする特定組合は、異なる種類の事業をあわせて行うものに限られておりましたが、今回、新たに、異なる種類の事業をあわせて行う特定組合以外のものでもあつても、通商産業省令で定める一定の要件に該当するものは、構造改善事業計画の作成主体として認めようとするものであります。また、これとあわせて、構造改善事業計画の対象となる繊維工業の範囲を拡大することとしたのであります。

第三は、衣服関連の人材育成に関するものであります。繊維工業構造改善事業協会の、人材育成基金を設置する旨の規定を置くとともに、同協会の新たな業務として、衣服に関する新商品の開発、需要の開拓等に必要の人材の育成事業に対する助成金の交付等の業務を追加することとしたのであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○橋口委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

○橋口委員長 これより質疑に入ります。

○原田(昇)委員 私、繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、政府側に、二、三の点について御質問申し上げます。

存じます。

ただいま通産大臣から提案理由の説明があったのでございますが、この御説明によりまして、一部改正を行う理由が明確になったわけでございまして、なお繊維産業につきましても、従来構造不況と言われながら、最近ではかなり明るさが増してきたとも言われております。そういった背景、事情につきましても伺いたいのでございまして、

水面に浮上してきた原因として、政府の多角的な構造不況対策の展開も、非常に寄与したのではないかと考えられます。そのほか、繊維業界において、需給の好転とか業界自身の努力とか、いろいろな理由が挙げられると思うのでございまして、こういった背景、事情について、具体的に御説明をいただきたい。

○江崎国務大臣 原田さん仰せのとおり、繊維産業もようやく、ようやくがつつきましますが、やや明るさが見られるようになりました。その理由はいかに、これは業者の自主努力、これが最大のものであります。何と云っても政府が苦しい財政事情の中で、内需喚起を図ってきた、この政策の効き目が、この業界にも回ってきたということは言えると思っております。それから、本法案等によりまして、過剰設備の処理をしたということ、それから、需給の調整がそれによって図られたということ、倒産防止対策がきめ細かく配慮されたということ、こういった施策が、一つずつ総合的に効果を発揮したとしまして、明るさが出てきた。在庫調整も御承知のように進展いたしました。特に、昨年の夏は特段の暑さのせいもありまして、一部の商品を中心に需要も拡大した、こういったことも直接的な大きな要因であったと思っております。しかし、さらには繊維業全体の明るさがどこまで続くかというところになります。したがって、今後安要因が相対的に残っております。したがって、今後とも需給バランスの維持に努め、本法案の適用をさらに拡大して、整備をしたり、新しい方向に協力をしていくことが必要だと考えます。

○原田(昇)委員 政府側の非常な努力に、私は非常に敬意を払うものであります。なお繊維産業は、業種から申しましても非常に多岐にわたっており、中小企業も多く、非常にたくさん雇用も抱えております。そういった点で、雇用の面でどんなぐあいになっておるか、簡単に御説明いただきたい。

○原田(昇)委員 いま手元に数字がございませんので、後ほど御報告いたしますが、繊維の雇用は、この数年間を見ても、繊維産業全般を通じて、二割を超えます。従来雇用の減少を見ております。これは、御承知のような減量経営が、この長期の不況の中で行われたものというふうに考えております。

○原田(昇)委員 こうした状況を勘案いたしました上で、今後の繊維産業の位置づけ並びに進むべき方向について、政府はどのように考えておられるか、ぜひ御説明いただきたい。

○原田(昇)委員 先ほど、大臣から御説明申し上げましたような、各種の構造改善対策を従来も実行してまいりました。前向き、後向き、両面からの構造改善対策が必要かと存じております。後向きと申しますか、基盤固めの対策としては、過剰設備の処理といった問題がまだ残っておりますので、そういった面でも、さらに共同廃棄あるいは特定不況産業安定臨時措置法に基づきます設備の処理を、まず続けていく必要があるのかと考えております。

一方、これからの前向きの問題といたしまして、一番の問題は、発展途上国の追い上げの問題があるかと思っております。これに対応するために、輸出市場の面あるいは国内市場、両面で競争が激化することが考えられますので、これに對しては、発展途上国との競争を回避する、わが国の商品の優位性を活用しながら、これに對していく必要があるというところで、製品の高付加価値化あるいは差別化商品の開発といった面でも、繊維産業の知識集約化を進めていく必要がある、という



門に力を入れていくこと以外に方法はないというふうに思っています。

従来は、このアパレル部門は、それぞれの企業が自主努力をしてまいりました。たとえばワコールを始め、企業内では世界的に相当伸びておる会社で、日本にもたくさんあります。しかし、欧米先進国に比べますと、大変な見劣りがする。ネクタイ一つをとってみても、西陣織のネクタイなどというものが、ずいぶん欧米製品に迫り込められておるといふこと、服装部門もよりでありました。したがって、どうしても今度はこのアパレル部門に政府が力を入れる。なほもつと早くやらないのかという疑問も、当然出てくるわけでありますが、これは多種多様、特に川下と申しましては、服飾の製品、全く多種多様です。したがって、行政面からこれをどう協力するのか、またどうリードするのかという問題は、長い間の悩みであったと、事務当局は私どもにも説明をいたしますが、全くそのとおりだと思ふのです。やや遅きに失する感はあるが、ここで積極的に人材養成に出て、そして欧米それぞれの国々と競い合つて、このアパレル部門の充実を図ることが大切だと思ふ。また、この充実によつて、川上、川中と言われるそれぞれの生産過程にも非常にいい影響を与えます。ですから、思い切つてひとつこのアパレル部門は、わずか一億五千万ではありまするが、これを雪だるまのしんにして、大きくしていくべきだといふふうに思ふ。

今日日本に、東京にも、特に繊維の大阪にも、ファッションセンターなんというものが無いのが不思議なくらいです。こういった施設なども今はひとつ建設しまして、やはり世界の繊維に挑戦する必要がある。そうでない限り中進国の迫り上げに負けてしまふ。これじゃいけないという反省に立つておるわけであり。

○原田(昇)委員 そこでアパレル産業のいまのお話、今後、どういう施策の充実を図っていくかという点でございすが、人材育成等に非常に努力を傾けられるように伺つております。ただ、この

程度の予算で、果たしてどのくらいのことができるか、大変われわれとしても心配なものでございすが、その辺について、乏しい予算ではありまするが、初年度でもございしますので、こうしたものを活用して大いにやっていただきたいと思ひます。たとえば私は、実はかつてドイツに在勤したことがあるのですが、その当時、日本の絹を婦人服として仕立てて、ヨーロッパに大に出るそうじやないかというところで、ヨーロッパの図案を日本の商社が買つて、日本でプリント、糸染めをやらせまして、そしてヨーロッパに合うような、相当しんの強い織物をつくらせて、主要都市でファッションショーをやりました。それで相当輸出が伸びたという経験があるのでございすが、その辺の商品企画を推進し、またデザイン等について多様化する、あるいは個別のニーズを十分踏まえてやれる企画、あるいは事業としての総合的な推進というものが非常に大事じゃないかと思ふのです。この点について、通産省からぜひ伺いたいと思ひます。

○栗原政府委員 ただいまの人材育成基金の関係でございすが、これも、この使道といたしましては、やはりまず、このアパレルの教育に關しまして統一した教材あるいは教育技法と申しますか、カリキュラムの作成、こういうものについての適切な責任がないというのが現状でございすが、したがって、業界共通に使えるような、そういうものをまず調査研究してまいりたいと思ひます。これが第一。

第二の問題といたしましては、民間で現在行つておられます、既就業者に対します人材教育、研修といった問題につきましても、助成というところに相なりまされども、こういった点につきましても、たとえば講師の派遣といったような面も含めて、助成をしてまいりたいといふふうに考へております。

いずれにしても、三億円ということでは、能力の充実といった意味合いで、活用してまいり

たいといふふうに存じております。

○原田(昇)委員 いまの御説明によりまして、大体的方向はわかりましたけれども、非常にむずかしい問題でございまして、また非常に重要な問題だと思ひます。ぜひとも政府の方で適切な施策を展開していただきまして、成果の上がるように期待する次第でございします。

そこで、繊維産業の抱える現在の問題として、やはり過剰設備の処理の問題があらうかと思ひますが、これについては、もうすでに相当処理が進んでおるといふように聞いております。どのような制度を設け、どのような施策が講じられているのか、伺いたいと思ひます。

○栗原政府委員 現在の過剰設備の処理の制度でございすが、一つは、中小企業振興事業団の融資に基づきます共同廃棄の融資制度がございします。いま一つは、これは主として大企業に適用されます。特定不況産業安定臨時措置法に基づきます設備処理の制度がございします。この二つの制度の活用によりまして、現在過剰設備の処理をやっておりますが、前者の中小企業の共同廃棄につきましては、繊維産業におきましては、五十二年度は四業種、五十三年度は八業種、現在すでに十二業種の共同廃棄を実施中とございします。業種によつて若干異なりますが、いずれも二〇%前後の共同廃棄の計画を立て、実行中とございします。

それから、大企業の方の特定不況産業安定臨時措置法の関係でございすが、これはまず合議につきまして、先ほど御説明申し上げましたように、すでに設備処理を実行中でございしますが、これは四品種につきまして、平均一六%の設備処理を行うといふことに相なつております。それから、梳毛紡績業、毛の関係でございすが、これにつきましては、私も本日示をもちまして安定基本計画を定め、共同行為の指示を行うということに相なつております。さらに綿等紡績業でございすが、これは現在審議会におきまして、安定基本計画の

策定中という段階にございまして、これがまとまりますれば、やはり同様に設備の処理を行うといふことに相なつております。

○原田(昇)委員 いまの実績の御説明でございすが、それによつて生産能力と需要との関係について、どういふ状態になつてくるのか、見通しを伺ひたい。

○栗原政府委員 生産能力と需要の関係でございすが、各業種さまざまでございすが、考え方について申し上げますと、まず過剰率の算定の基礎となります生産能力、需要の見方でございすが、これにつきまして、共同廃棄の場合におきましては、国、都道府県、それから事業団と、三者から成ります指導会議におきまして、この見通しを立て、厳正に実施するといふたてまえになっております。それから、特定不況産業安定臨時措置法に基づきます設備処理につきましては、繊維工業審議会におきまして、安定基本計画策定の一環といたしまして、需要見通しの策定、生産能力との関係といふものを十分に検討するということに相なつております。

それから、これらのフォロウの問題でございすが、これらについても、こういった設備処理を行つても、新増設が行われましては問題がございします。したがって、新増設につきましては、中小企業の設備登録制を行つておるものについては、それぞれ登録制の運用によりまして、それから大企業の設備処理の場合にありましては、共同行為の中の新増設禁止の規定に基づきまして、それぞれ一定の歯どめがかけられておるといふ制度に相なつております。

○原田(昇)委員 将来また過剰状態が起るようなことがあるかどうか、また、そういう場合にその処理についてどういふように考へておられるか。特に、いま民間の活力を大いに活用することが非常に大事だと思うのですが、その辺について、政府はどういふように考へておられるか、伺ひたいと思ひます。

○栗原政府委員 私どももいたしましては、現在

実施しております。過剰設備の処理によりまして、均衡のとれた発展が可能となるよう期待をしております。わけでございますけれども、仮にそういうような事態が生ずるといような場合には、私どもの基本的な考え方といたしましては、それぞれの個別の企業の自主的な判断、あるいは業界の自己責任といった考え方に基きまして、ひとつ対処をしていただきたい、かような基本的な考え方を持っております。

○原田(昇)委員 いろいろ伺いましたけれども、今回の改正は、期限延長を含めまして非常に重要な問題でございます。むしろアパレル産業の振興については、遅きに失したとも思う次第でございます。大変時宜に適切な措置であると思っております。私見でございますが、この法案の改正を一日も早く推進いたしまして、ひとつ有効適切な施策をどしどし展開していただきたい、こういうふうに希望を申し上げまして、私の質問を終わらさせていただきます。

○橋口委員長 岡田哲児君。

○岡田(哲)委員 私は、この法案について、もとより反対するものでもありません。しかし、私も議員になりました以来、たまたまずっと関連をしてきた、審議にも参加してきただけに、非常に関心を強く持つてながめてきております。それだけに、この法律の中身というのは非常に簡単で、私どもも、もとより異議をはさむものではないわけですが、問題は、この時期に繊維産業界が抱えている根本問題というか、当面している問題から、さらに将来にわたっての繊維のあり方というものをこの際一度メスを入れて、この問題についてどのようにするかという、意思統一を図りながら進めていかない以上、何回やっても同じこと、仏つくって魂入れずというようなことになってしまふというふうに思えて仕方がございません。

そこで、私が根本問題というふうに考えておりますのは、一つには、日本の産業構造全体の中で、繊維産業をどのように位置づけていくべき

か、どういうふうに位置づけて考えるべきか。それから二つ目には、最近盛んに国際協調あるいは国際分業、こういう言葉が言われているわけですが、この問題から出てくる輸入規制といひますか、輸入に対するわれわれの考え方をきちっとしておく必要はないか。それから三つ目には、中小第三次加工業者、それから労働者への配慮、取引近代化を含めた流通についてのあり方というものはどうあるべきか。それから四つ目には、商品取引所の制度が、長い間の伝統の中で来ているわけですが、最近いろいろと批判が高まっている状態の中で、一方この繊維産業についての進め方を進めておられる、やはりこれが逆行していくようなことになりまして、非常に密接不可分の関係にある取引所のあり方というものを、今後検討する必要があるか。こういうようなことを、この法案審議と同時に、十分議論を尽くしていかないと、先ほど言ったようなことになるのではないかと、こういう気持ちでございまして。

そこで、大臣にまずお尋ねをいたしたいと思うのであります。大臣も私も同じ愛知県出身で、しかも一官という大変な繊維産業を抱えているお立場でありますので、非常によく御理解いただけると思うのですが、従来、日本の中では、非常に繊維についてのウエートが高く、しかも国民生活の中で衣料の受け持つ立場、それからまた、輸出産業として、国民経済や地域経済の振興に非常に大きな役割りを果たし、貢献してきた。こういう繊維産業というものを、一体大臣は、どのように全体の産業構造の中で位置づけていこうと考えておられるのか、どうなければならぬと考えているのかという点について、まずお伺いをしておきたいと思っております。

○江崎(國)大臣 大変重要な御質問でございます。まさに繊維産業というものは、わが国戦後復興に大変大きな役割りを果たしました。岡田さんの地元もそうだし、私の選挙区もやはり同じような繊維地帯というので、好況で好況で笑いがとまらないというような時期が、相当久しい間戦

後続きましたね。ところが、最近是不況で、倒産相次ぐ。ああいう企業までが倒れたかというような、堅実な企業が倒れていく。全く残念に思っております。

そこで、これは数字が非常に如実に示しておりますが、わが国の製造業全体に占める繊維工業のシェア、これは出荷額で見ますと、昭和三十年には約一九％、製造業全体に占める比率ですね。昭和四十年が一二％、昭和五十一年、二年前の統計になります。七％、三分の一強に低下してきておられるわけでありまして。輸出面での低下がこれまた大変顕著ですね。総輸出に占める繊維製品のウエートは、昭和三十年の三七％から、五十一年の統計によりまして六％という微々たる状況で、大幅な減少をしておられるわけでありまして。ところが、製造部門では、繊維産業に携わる従業員、先ほど原田さんが指摘しておりましたように、製造部門で百五十万、流通部門を加えまするといふと、二百七十万人にも及ぶわけでありまして。国内消費一つを見ましても、十兆円を超える市場というわけですから、微々たる形になり、だんだん製造業としてのウエートも、輸出量も、減少はしてまいりましたが、非常に重要な産業であることは言うまでもありませんし、わが国の人口一億一千万を考えますときに、やはりこれは、衣食住の衣を担当するわけですから、重要産業であるという位置づけには変わりはないと思っております。

したがって、今後これをどうわが国経済の中で安定的に発展させていくかということは、非常に重要な問題でありまして、その面からも付加価値の高い、知識集約型の、中進国などには見劣りのしない高度な製品をつくるべく努力、またその技術の開発、こういったことが大切だということに思っております。

○岡田(哲)委員 何にしても、これからのことを考えますと、安定的な形をいかにつくっていくか、しかも、輸出中心でできたのが、どうもそういう方向でなくなってきたという点から、もう少しきちっとした位置づけを、今後もしていかな

ければならないのではないかと気が持ちから、十分その点を留意をして進めていただくように、まずお願いをしておきたいと思っております。

次に、国際協調、適切な国際分業体制、こういうふうな今後の進むべき方向が言われるようになってきているわけでございます。私は、言葉としては理解できるような気がするわけですが、どうも、しかし、現実的に、具体的に、それじゃどういうふうなこの協調、分業というものがされるのか、現実的、具体的に、どうもわかりにくくなっております。これは私だけじゃないと思うのであります。

そこで、日本の繊維は、高級品あるいは付加価値の高いものを受け持つて、その他のものについては入れるんだ、輸入してくるんだ、そういう分業と協調という点の、分かれ目があるのだからかという気持ちがいたします。言葉として理解できる協調、分業、こういう体制について、現実的、具体的に、一体どういうふうな考えられておられるのかという点をお尋ねしたいわけなんです。

それからまた、そういう協調、分業体制を繊維がとっていくという場合には、その受け持つ役割りといひますか、そういうものは、日本の産業全体の中でどういう役割りを受け持つと考えられておられるのか、こういう点についてお尋ねをしておきたいわけでありまして。

○江崎(國)大臣 これは大変むずかしい御質問で、私自身もこれという大変な確信を持っておるわけではございませんが、日本の産業全体が、繊維ばかりでなくて、やはり後進国や中進国の追い上げが厳しい中で、だんだん構造改善を果したる、製品の高度化を図って、今日生き長らえておる業種というものがたくさんあると思うのです。

いま岡田さんがまさにおっしゃる通りに、一体どうやってとめるのかということになりますと、どうも抽象論になって恐縮であります。やはり製品の高度化とか、人のまねのできない知識集約型の製品をつくるということ以外に、なかなか名案がありませんね。ということでは、アメリカが

繊維に課徴金をかけたり、輸入制限をしようとしたときに、われわれは自由貿易のたてまえを盾にとつて、アメリカの市場開鎖の傾向に対して、大きな抗議を展開いたしましたね。そのときは、まさに通産大臣の責任問題が起るような大問題で、実は、アメリカ市場をどう日本の製品に開かせるかというところで、努力したわけでございます。これが今日、日米関係の貿易だけで百十六億ドルもインバランスがある。そうすると、今度は、いま中進国が、特に繊維で迫り上げてきておられます。韓国、これなども、七十億ドルの輸出に対して、迫り上げの繊維を含めて三十億ドル程度である。台湾も同じように、日本の輸出が倍以上という趨勢であります。そういうときに、日本が製品輸入をもっと高め、国内需要を喚起しながら、無理な財政事情のもとに景気維持を図っておるわけでありまして、この貿易インバランス全体から判断しますと、今日の自由経済市場、特に自由貿易をたてまえとする世界の通商関係のあり方からいって、とめるという手だてがどうもやり方からいって、これが極端に安い物、極端に日本の市場を混乱させる商品、製品ということになりまして、抑制する手だてもあります。なかなかいまとこの場合で、にわかに行政的な妙着がないというのが現実であります。そうだとするならば、やはり先ほど来申し上げておりますように、ここで構造改善を徹底して図ると同時に、知識集約型の、他の国の追随を許さない製品をつくること、これが第一の防衛策であるというふうに考えます。

○岡田(哲)委員 「繊維製品の国際貿易に関する取極」が四十九年に発効して、五十六年まで有効である、繊維貿易についての取り決めがこういうことになっているわけですが、日米の繊維製品を対象とする二国間取り決めの締結、これに基づいて十品目についての規制措置がとられていたわけでありまして、そのほか、カナダとの間にも五品目の規制措置がとられることになっている。また、オーストラリアやE.C.等においても、輸入規制に

踏み切る動きが出てきているというふうに聞いております。

このように、先進諸国の保護貿易的な動きが、最近顕著に出てきているように思われます。これは、言うならばわが国の輸出市場を減少することに通ずるわけですが、わが国の方は、輸出はそういうふうな減少傾向がますます出てくる。一方、韓国や台湾、近隣諸国の迫り上げ、さらには先進諸国の保護貿易的な動きというものは、わが国だけではない、こういう近隣諸国にも影響してくる。そういうふうな考えますと、わが国同様に輸入規制がなされた国々の商品が、今度は逆に日本にも返ってくるという、一つの圧迫として加わってくるように思われます。こういう現状を一体どういうふうな把握をし、同時にどのような影響が出てくるか。いまお話がございまして、言われることがよくわからぬわけではないのですけれども、そんなふうなことにいくのかという心配があるために、こういう現状の把握と影響をどういうふうにごらんになっておりますか。

○江崎国務大臣 全く御指摘の点が、いま繊維業界の置かれておる最大の問題だというふうに言えると思うのです。先ほど申し上げましたように、アメリカが先進的立場にあるときに、日本は繊維の輸出を迫られたわけですが、今度は日本が追い込まれる場面になるといって、市場が閉鎖されるのか。日本の死活問題だというわけでは、アメリカには市場の開放、自由貿易を強く要求し、今度はまた日本の死活問題だから、ちょっと中進国からの輸入は困ったよ、シャットアウトだよ、これは自由貿易のたてまえからいって、どうしてとり得る措置ではありません。しかも、世界で一番国際収支の黒字が多い日本ということになります。繊維などには非常なしわ寄せがくるわけでありまして、

すぐれた生産性を上げていく、そしてコストダウンをする。これとても、四分の一とか五分の一とか言われるような低賃金にかわるほどの合理化、生産性向上が果たしてできるのか、問題は多いと思います。そうなりますと、やはりデザインの面、あるいは色彩の面、製品の特長性、こういったことがどうしても要請されるのです。

ですから私は、この繊維の問題というのは、よほど今後、行政面でもいままでも以上に、もっとも協力体制をとりまかせんと、競争を振り切つて、日本独自の繊維製品というものを開拓することとは相当骨が折れる、しかしやらなければならぬ。これはやはり一億一千万という、ここに顧客もあるわけですから、顧客のニーズに合うような、消費者ニーズに合うような製品づくりという点に重点を置いてがんばっていくべきだ。これには政府も大いに努力するし、業者も、努力の上に努力で、同情にたえませんが、自主努力を一層発揮していただくことが必要だと考えます。

○岡田(哲)委員 まあきょうは余り議論でなしに、総論的にしたいと思っておりますので、それ以上は言いませんが、そこで日米繊維交渉の結果とその影響、これがどういうふうになるか、一度お伺いしておきます。

○栗原政府委員 日米繊維交渉でございますが、御承知のように、本年の一月の初めに日米両国間で行われまして、場所は東京でございまして、この交渉に当たりまして、私どもの基本的態度を申し上げますと、スキームと申しますか、取り決め自体につきましては、やはり原則自由ということをごひ確保したいというのがまず第一点でございます。それから二番目に、特定品目について、米園から協議があった場合には、これはある程度枠をつくって抑えるということは、やむを得ないこととございまして、この特定品目の規制につきましては、最近の輸出実績なり、あるいは輸出の契約の動向というものを見まして、たとえば、つきましては、本年度の輸出に影響のないような

形の枠にしたい。こういう二つの点が私どもの基本的態度でございまして、交渉はかなり難航したわけでございます。

これは御承知のように、アメリカにおきまして、議会でもホリングス草案という、繊維を東京ラウンドから除外しようとするような動きがございまして、米園サイドとしても、非常にシビアな態度で臨んでまいったわけでございます。けれども、最終的に双方ぎりぎりのラインで、わが方としても、先ほどの二つの基本態度を貫けるような立場で、交渉を決着することができたというのが結論でございますが、私どももいたしまして、現在の日米関係から見まして、こういう形で、とにかく双方ぎりぎりのラインで決着できたというところは、喜ばしいことであるというふうに考えております。(岡田(哲)委員「今後の影響はどうですか」と呼ぶ) 特定品目につきましては、十品目について規制をするということに相なっておりますが、この枠自体につきましては、少なくとも最近の輸出動向、契約動向から見まして、非常に業界にとつてきつものではない、特に問題のあるような数字ではないというふうに私どもは承知しております。

○岡田(哲)委員 次に、中国についてですが、委託加工の問題、それから特恵関税供与の問題、これをどういうふうにお考えでしょうか。

○栗原政府委員 まず、委託加工の問題でございますが、委託加工は、中国に対しては、ごく最近の時点から契約がほぼつぎつぎと進んでございまして、数字といたしましては、七八年に三十三件という許可件数がございまして、ただ、この中身を見ましますと、たとえば羽布団のようなものがその半分を占めておるといふようなことで、まあ件数も少ないわけでございますが、現在の時点でわが国の産業自体に、それほど影響のあるようなものはないというのが現状だと思えます。

ただ、今後の問題といたしましては、これがいろいろな形で発展いたしました場合に、その輸入

につきまして、繊維産業に非常に大きな影響があるという点では問題でございますので、この委託加工の契約の許可の扱いにつきましては、慎重に対処したいというふうに考えております。

それから、中国との特惠の問題でございます。これは昨年の十一月の話でございますが、日中混合委員会というものが開かれまして、この席上で先方から要望があったという状況でございます。

この特惠の問題につきましては、私どももいたしまして、国内情勢から言いますと、特に繊維産業は非常に問題でございますし、繊維以外のものも含めまして、わが国に非常に影響のあるような形では困るということで、目下政府部内で慎重に検討いたしておるといふ段階でございます。

○岡田(哲)委員 昨年の輸入状況を見ますと、繊維製品全体で対前年比五七%増、約二十五億ドル、糸で四八%増、約四億ドル、織物で五八%増、約七億ドル、著しく輸入がふえております。そこで、いま大臣言われたわけですが、私は、輸入急増という方向は、今後も続くというふうな考えをわけでございます。そうしますと、私は、何らかの輸入規制について考えなければならぬ時期に、いま来ているのじゃないか。この行政指導のあり方について聞きたいのでありますが、特にMFAにおける二国間交渉の問題についてなめておられますと、非常に消極的な態度で臨んでいるように思われます。私どもは、もう少し、この二国間交渉といいますが、これを進めていくという、積極的な態度をとるべきではないかというふうな思いがあるのですが、その辺の方針、考え方というふうなものについて、この際明らかにしていただきたいと思います。

○江崎国務大臣 仰せのように、一昨年の輸入は横ばいでしたが、昨年、五十三年はまあ急増したわけですね。全く憂慮にたえぬ傾向であります。したがって、今後私どももこの輸入動向を十分注視していかなければならぬというふうに考えております。仮に将来、特定品目の輸入がどんどんふえ、国内産業に大きな損害が生ずるといふような場合には、これはやはり輸入業者に何らかの行政指導をする、あるいは輸出国に対して、自衛を要するといふことを考えなければならぬ。なると思っておりますが、いま御指摘のMFA協定によるいわゆる執行、この協定をどうするかというわけですが、これは先ほど申し上げましたから繰り返したいたしません、何といっても黒字が大幅にあるという点、特に追い上げを食ったおる韓国とか台湾とかには、倍額以上のその国の貿易インバランスがあるといふこと、こういった不均衡の是正を、逆にわが国が強く迫られておるといふことで、おっしゃるようになり強く物が言えないといふことは確かでございます。そうかといふて、これは繊維業界の置かれておる今日の困難な実情といふことを、われわれも十分認識しておりますので、総合的に判断して、特にMFAに申しますと、低廉な商品が多量に入ってくることによって、市場が攪乱されるといふような場面、これなどは十分注視いたしまして、過ちなきようにしてまいりたいと考えております。

○岡田(哲)委員 七十二国会で参議院の附帯決議がございまして、「繊維製品の輸入増加が国内の繊維市場を脅かし」、「その実態を調査するとともに秩序ある輸入体制の確立に努める」、こういうこととありますが、問題は、この決議に基づいて、「その実態の調査」と「秩序ある輸入体制」、これ

を聞きたいのです。問題は、内需、輸入、価格等の動向を常時的確かつ早期に把握しておく必要がある。その上で、特定製品の輸入が急増し、わが国繊維産業に重大な影響を与える事態を招来する場合には、まず輸入業者に対する行政指導、輸出国との話し合いの円滑な促進など、機動的な措置を講ずることにより、かかる事態の回避に努め、秩序ある輸入が安定的に行われることを期す必要がある。まあ「秩序ある輸入」といふのはこういうことだろうと思

うのです。これについて、一休現実にはどういうふうなやられてきておるのか、今後これについてどういうふうなしようとしておるのか、そこら

辺をお尋ねしたいわけです。

○栗原政府委員 輸入の行政指導の考え方でございますが、私ども秩序ある輸入といふことについては、平素輸入動向を見ながら、十分留意をしておいておるつもりでございますが、具体的に申しまして、たとえば昨年にございましては、綿糸の輸入は急増したわけでございます。一昨年に對して三倍強の輸入があったという実績が出ております。こういう状況で、先行き非常に問題があるうかという見通しを私も持ちまして、昨年の年央におきまして、輸入業者に対して、秩序ある輸入という観点からの、自衛を要するといふようなことは、現実に行っておるわけでございます。

なおまた、私どもの体制といたしまして、繊維工業審議会の中に需給部会というものがございまして、その中に調査小委員会を設けまして、急増問題について、わが方としても十分検討すべき必要があるような場合には、この調査小委員会の場を使いまして、検討を行うという体制をつくっておる次第でございます。

○岡田(哲)委員 最近、綿糸の高値がずっと天井で続いているといふことですけれども、さらに輸入もふえておる、どんどん輸入がふえている。それにもかかわらず、国内の需要については変わらな。一体何で入るのか。仮需があつてなのか何かわかりませんが、私はこういうような実態をつかむと、必ず後大変なことになるのじゃないかと思ふのです。そういうものを、実態を把握しておれば、適切な行政指導といえますか、まあ商社なり何なりがやっているのではありませんけれども、それ任せでやっているためにこういうことが起こつて、後大変なことになるという心配をするので、いま局長言われたようなきらいごとはなしに、どうも頼りないような気がするのですが、どうでしょう。

○栗原政府委員 ただいま御指摘のありました綿糸でございますが、これは非常に私どももむずかしい問題だらうと思っております。と申しますのは、

は、昨年の夏に、綿糸に例をとりますと、暑さのために内需が非常にふえた、夏物が非常に売れたといふこともございまして、ことしの春、夏物についてのストックまで食つておるといふようなことも、一つの原因であらうかと言われております。あるいはまた、天然繊維に対する見直しの気分があるのかといふような議論もございまして。そういった議論のほかに、先生たたいま御指摘のよううに、仮需といふような問題があるのでないかという心配も、一方ではございまして。

実態はいかがなんでしょうかといふことにつきまして、これは五十一年の繊維工審の提言にもございまして、これでも、需給協議会といふものを現在私どもも開いております。関係の業界も含めまして、綿につかまして、一体その実態はどうであるかといふことの意見を目下聴取をいたし、実態の把握に努めておるといふ段階でございます。私どもも、現在の市況、現在の表面的に見えます需給といふものが、本当にそうであるのかどうか、この辺につきましてはかなり心配も持っております。先行きは不透明であるという感じを持っております。

いづれにいたしましても、それぞれの品目につきまして、需給について問題があるような場合には、関係業界の意向も十分に聴取いたしまして、適切に対応したい、かように考えております。

○岡田(哲)委員 何にいたしましても、動向、実態を常時的確かつ早期に調査把握をして、適切な措置を適切なときにとらなければならぬというふうな思いがあるので、余りきらいごを言われておるよううに私思ひますので、その点だけ申し上げておきたいと思ひます。

それから次は、五十一年に織工審が、「新繊維法の期限である昭和五十四年六月までの期間がこつてくるわけですから、それにもかかわらず、この法律の廃止期限をまたこで五年間延長する、ここに一部訂正の提案をいま受けたわけでございます

七

が、この理由を、先ほども聞いておりますと、長期不況の影響、それから円高等による企業体質の弱体化、輸入の急増、それから現行制度に対する地域差、業態の実情に合わない面があった、制度運用についての周知徹底に欠けた、業界自体の自助努力に欠けているのではないかと、まあいろいろの理由があつてうまくいかなかったのだ、ここに再び五年間延長をするという提案になつてゐるわけですね。

私は、ずっと見てみますと、現行法に基づくこの構造改善事業の承認件数で見ると、四十九年度がゼロ、五十年度が二十五件、五十一年度が二十五件、五十二年度は七件、五十三年度で三件、計五十六件で、所要資金が五百十二億、この資金需要は、中小企業振興事業団各年度の当初融資枠に比較して、約三〇%にすぎない、こういうふうに言われているわけです。いままでの間にこういう実態で、うまくいかなかった原因、理由というものが、こんなようなものだといふに言われているわけですから、余りにもそれは無責任なことではないかという気がしてなりません。

そこで、何でもうまくいかなかったという理由をずっと考えてみるのですけれども、法制上の問題点がなかったか、あればそれは何か。それから、政府の行政指導上の問題点があったのではないかと、それは何か。業界の自助努力の足らなかつたその問題点、こういうものを明確にしない以上、五年間たつたところが、成功しなかったのだ、再びもう一回延長しようというふうなことは、まことに責任がないという気がしてならないわけでございます。ちまたでは、業界に、余りにも甘えの構造があるなどという話も聞くわけですが、問題は、これだけの方法と資金と努力をしながらうまくいかなかった、こういうことです。いま申し上げたように、法制上の問題、政府の行政指導上の問題、そういうような点について、きちっとそこでその成果と欠陥を洗い直しておかない以上、再び繰り返すのじやないかという心配があるので、その点を明確にしておいていた

だきたいと思ひます。

○栗原政府委員 先生ただいま御指摘になりました原因、理由につきましては、お話のとおりでございますが、若干補足させていただきますと、そういう状況のもとで、やはり大幅な過剰設備の発生というものもございまして、そういうものをもとにいたしまして、さらに繊維業界の体質が悪化するというのが、ここ数年あつたわけでございます。そのために、目先の懸案処理に追われると申しますか、前向きな構造改善に取り組む余力が乏しかったということが、一つ大きな原因であらうかと思ひますが、先ほどから御説明申し上げておりますように、幸い過剰設備の処理という程度の目算がついております。そういう状況のもとに、さらに最近の時点におきましては、繊維の市況自体も若干明るさを取り戻してゐるということでございます。業界といたしましては、前向きに取り組む意欲、余力というものが若干出てきたのが、いまの時点ではないかというふうに私も思つております。

そういう状況のもとで、先ほど御指摘のありました、政府としての制度上あるいは運用上の問題という点も、別途あるわけでございます。そういう点につきましても、やはり従来の構造改善の中で、流通面の機能というのに取り組み姿勢が若干乏しかったという点、特に地域なり業種、実態に即した流通面の、たとえば産元、親機、親ニッターといったようなものの取り込みという点、今回の法改正のもとで行いたいということ、制度上の改善として考えておるわけでございます。

さらに、運用の問題といたしまして、いろいろ厳しい条件が従来付されておる点が多々ございまして、そういう点につきましても、今回の法改正を契機にいたしまして、全面的に見直しをして、できるだけ使いやすい形の構造改善というものを心がけていきたい、かように存じておるわけでございます。

そういうことを踏まえまして、これから繊維産業の置かれる状態というものも、先ほどから大臣御説明を申し上げておりますように、内外情勢、特に後進国の追い上げといった問題を中心として、非常に厳しい情勢があらはれてゐると思ひます。したがって、こういう構造改善を早急に実施する必要があるし、それに取り組む意欲も業界にも出始めてきた、かように私も存じておるわけでございます。

○岡田(哲)委員 行政上の問題点の中で、私思うのは、業界全体に現状の認識と同時に、政府がもう少し宣伝をして、理解を仰ぐという点が欠けておつた。今度せつかくつくる以上、そういう指導上の問題をより一層強めながらやっていただくように、ここには要望をいたすと同時に、もう再延長はないのです。これで終わります。その点だけ一言聞いておきます。

○江崎國務大臣 もとより再延長をしない、この後五年の延長で効果をあらしめる、こういう決意で提案をいたしております。

○岡田(哲)委員 決意だけじゃなしに、そういうふうになりますように希望をいたしておきます。それから、この構造改善政策の最終段階における構図、構造改善事業がこういうふうになつたとき、これで成功したのだという構図、これがありましたら、ひとつはつきりそれを示しておいていただきたいと思ひます。

○江崎國務大臣 これは先ほどからも申し上げてまいりましたように、同じ紡機なら同じような糸ができる、低賃金ならば、賃金の安いところのものが製品として安上がり、同じような織機、これが世界から中進国に向けて輸出をされる、日本からも輸出されておりますが、それで織るならば、同じような綿布ができ、同じような毛織物ができます。そうすると、何で違ふのかというところになります。それはやはり柄行きの問題、製品のいわゆる特質がどういふところにあるか、どれだけの物ができるか、そういう点では日本の

場合やさまざまっておりますものの、今後これでも絶対確信があるというものでもないと思ひます。そうすると、例は時計でありましたが、最近水晶時計、クォーツというのができました。ね。一分一秒、まあ一秒くらいは違ひました。が、一年間でも一分とは狂わない。何という技術革新か。身の回り品として、私全く感心しておるのであります。やはり知識集約型に持つていくよりしようがない。今度御提案申し上げておりますように、アパレル部門に力を入れて、この面から日本の繊維産業、これは川上も川下も、やはりこういういい物をつくるためにはというわけで、この川下部門が川上を引っ張っていきけるように、そういう構想のもとに提案をしておるわけでありまして、口で言うことはきわめてやさしいですが、これを本当に繊維業界全体に徹底させていくというこのためには、これから政府もよほど努力しなければなりませんし、何にも増して、業界は、中進国の追い上げが厳しいことは、はで感じております。時代だけに、大いに自主努力もしていただかなければならないというふうに思ひます。

○岡田(哲)委員 五年間延長をするわけですが、いま言われたように、最後の到達点、描いておるその構図に到達するということを含めて、この五年間のスケジュールといひますか、どういふような進捗状況でいくというふうにお考えおるのか、その計画内容をちょっと局長、聞かしておいてもらいたいと思ひます。

○栗原政府委員 この問題は、わが国だけの事情で決定できる問題でございまして、近隣諸国との関連あるいは輸出先との問題、いろいろ問題が総合的に出てまいりまして、その落ちつきとして出る問題でございまして、私どもとしても、数字的なビジョンといふものは、現在持ち合わせておらないわけでございます。全体、定性的に申しますと、わが国自体の内需、これは名目ベースの消費支出で十兆円の市場がございまして、私どもとしましては、この十兆円の国内需要

というものは、先ほど大臣の申されましたような集約化というような形で、できるだけ日本人のつくった繊維品で供給してまいりたい、かように考えておるわけでございまして、もちろん輸入というものは漸次ふえるというところは、これは予定はしておきまされども、考え方としてはそういう考え方でも臨みたい。それから、輸出につきましては、これまた高級化、多様化という方向で、数量の減少をできるだけ食い止めてまいりたい。

こういった内需、輸出、輸入といったものを、全般的に私ども現在の時点で考えますと、内需は若干はふえる、しかし輸出は、数量的には減少をせざるを得ないかもしれない、また輸入は若干ふえるかもしれない、こういったことを総合的に考えますと、全体としては、現状の生産量のほぼ横ばいといったようなところに落ちつくのではなからうか。また、それを達成するためにはかなりの努力が要る、かように考えておるわけでござい

す。

○岡田(哲)委員 次に、私、「商品取引所機能とその活用の実態」というのを見たのですけれども、まだ中をよく検討したわけではございませ

ん。ただ、非常に最近強く感じますのは、どうも商品取引所が本来の機能を逸脱して、投機の場合になってきている、非常に弊害が目立ってきているという強い批判の声を聞くわけでありませ

問題、この構造改善をどう進めようとするか、この立場に立ちますと、この商品取引所のやり方、こういう現状のようなどていきま

すと、どうもこれにブレーキをかけ、逆行する心配すらあるんじゃないか。当然この構造改善をす

つと進めていくためには、もう少し商品取引所の機能というものを、運営の健全化といひますか、いままでの運営というものもある程度検討しながら、改善をさしていくことをしなければならぬ段階に、いま来ていないだろうか。もしそうだとするならば、いま一歩強い監督、あるいは制度上に欠陥があるとするならば、制度上の抜本的な検討をする必要があるんじゃないか、こういう

気がしてなりません、通産当局側とすれば、一体どのように判断をされ、考えあるいはこれをながめておられるか、その辺伺いしておきたいと思っております。

○江崎国務大臣 御指摘の点であります、商品取引所の運営については、しばしばこの商工委員会でも問題になることがあります。通産省としては、市場の動向に際しまして、臨時に増し証拠金を取るとかあるいは建て玉制限をするとか、適宜適切にこの指導をするわけであります。が、やはりこれは商品取引所また取引員自体の自覚にまつというところ、非常に大切なことだというふうに考えます。今後とも、適宜適時、ひとつそういう面でも不当な、特に投機的取引が顕著であると思われるときには、健全な取引がなされるように、行政指導をしてまいりたいというふうに思います。

なお、商品取引員の売買取引のあり方については、昨年来、受託業務改善のための指示を、具体的にしておるところであります。こういったことが実効が上がるように、なおひとつ努力をしてまいりたいというふうに考えます。

○岡田(哲)委員 大臣の高度なお話もいま承ったわけですが、関係する担当課長見えておりますね。課長の方から、いま申し上げたようなそういう実態ですね、そういうものまで含めてちよつと……。

○細川説明員 御説明申し上げます。

商品取引所におきます市場の動向が、投機的ではないかという御指摘であらうかと思ひますが、私どもは、商品取引所の定期の市場価格は、以前に比へまして確かに上昇をしておるということは事実でございまして、これは、現物市場の価格の動向を反映しておるというふうに考えております。特に現物市場の動向とかけ離れた市場価格ということに、必ずしもなつておるというふうには、現状では考えておらないわけでござい

ます。しかしながら、引き続き今後とも、市場動向につきましまして、十分に注視をしていきたいとい

うふうに考えております。

なお、個別の市場動向について見ますと、たとえばスフにつきましましては、現状では、私が手元に持っております資料によりますと、現物の市場の方、定期の当限に比へまして若干高いといううなこともございまして、必ずしもその商品取引所におきます取引の方が、高値を指しておるといふふうには考えておらないわけでござい

ます。

○岡田(哲)委員 まだ問題点として考えておりますのは、流通関係の問題、さらに契約その他をめぐめる問題、いろいろございしますが、きょうは冒頭申し上げたように、総論という立場でお伺いをしたわけでございまして、また日を改めて細部にわたる点についてはお伺いをすることにしたし

ます。何にいたしまして、きょうの総論の中で、非常に大臣は言葉がうまいので、私は幾ら聞いておいても、どうも言葉だけで、中身というか、実態にそぐわない感じがしてなりません。どうかその言葉どおりに実行ができますようにお願いをして、きょうは終わりたいと思ひます。

○橋口委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、参考人の人選及び日時等につきましましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○橋口委員長 御異議なしと認めます。よつて、午後二時三十分から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後二時三十分開議

○橋口委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。荒木宏君。

○荒木委員 早速お尋ねいたしますが、改正法案の審議に当たって、私少し歩いてみたのです。業者の意見を聞きますと、現行の構事業についてどう思ひますか、こう言いますと、ずいぶん評判が悪いのです。構事業の内容を知らぬという業者が多いのです。もちろん私は、十五万事業所全部調べているわけでは決してありません。ありませんが、質機の人たち、零細の人たち、寄つていただいて話を聞きますと、内容をよく知らない産地組合の人たちは、中には、あれはわれわれに關係がない事業でしよう、こういう人さえおつたのです。たまたま五十軒軒ですか、数少ない構事業をやつておる人たちに聞きますと、窓口の条件がまことに厳しい、入学試験制度にしたら相当な難関だという話です。手続がまた大変に複雑だ。そこへもつてきてなれぬいろいろな申請手続をやるのですが、指導援助が十分ない。

そこで、先ほど午前中の話を聞いておつたのですが、大体環境がよろしくない。業界に体力がない。こういうところにかなりウエートを置いておられたようですが、私は、それは一般的にいろいろの見方があるとして、制度自体、運用自体に反省の余地があるというところは、政府も認めていらつしやるわけですから、そうした反省の上に立つて今度どう改善するか、これを具体的に伺ひたいんです。

大体五年間で予算総枠で約三割と言ひますから、どうでしょう、点数に直せば三十点ぐらいじゃないでしょうか。まず一つはPRを一体どうしていくか、二つ目には指導援助の体制、やり方をどう改善していくか、それから今度は、異業種の特定組合だけでなく、それ以外のものも認めるというのですから、窓口条件をどう緩和するのか、手続はどう簡略化するか、それと、私は關係ないでしようと言う声さえ出る産地組合の関与を、どういうふうに求めていくか、これは予算措置も含めて、ひとつ具体的に政府委員の方から御説明をいただきたいと思ひます。検討しますとか

改善しますとか、そういう丸い話じゃなくて、問題点ははっきりしているんですから、具体的な答弁をひとつ求めたいと思います。

○栗原政府委員　ただいま御指摘ございましたように、現在の構造改善が必ずしもうまくいっていないという要因といたしまして、二つ三つ午前中

からも御報告申し上げたところでございますけれども、まず、制度運用の面で、必ずしも実情に即してない点が多かったということが第一。それから二番目には、いま御指摘のございました普及、周知徹底というものが必ずしもうまくいかなかった、あるいはそのほかの点といたしまして、手続その他が非常に煩瑣であるというようなことがあることは、私どもも承知をいたすところでございます。

これらの点につきまして、今回の法改正とあわせまして、私どもといたしましても制度のあるいは運用の改善を図ってまいりたいということを考えておりまして、現在、改善の具体的内容につきまして、関係業界から実情を聴取しながら、これらの要望を踏まえて決めたいと思っておりますが、ただいま御指摘のごさいました数点につきまして、私どもの考えておるところを申し上げますと、まず第一点の普及広報の関係でございますが、今回の法改正を機にいたしまして、構造改善事業協会の活動をできるだけ強化したいと考えております。この事業協会の予算の中でも、まずできるだけP・R関係の予算の確保に努めまして、事業協会としても、普及活動に十分従事できるように体制にいたしたいと思っております。なおまた、産地組合なり業界団体というものの力をできるだけ活用いたしまして、周知徹底に努めたいと考えております。

さらに、二番目の点といたしまして、産地組合との関係でございますが、現在産地組合におきまして、それぞれのメンバーが構造改善に取り組もうという意欲も出ておりますけれども、業界の関係者に、産地組合等を通じて、この周知徹底に努めたいと思っております。さらに具体的に

は、事業協会の登録指導員という制度がございませうけれども、この指導員に、産地組合の職員を充てていくといったようなことを考えております。そのほかにも、それ以外の業界団体との連携というものを、十分とってまいりたいと思っております。

それから、三番目の点といたしまして、窓口条件と申しますか、グループ結成に際しましての要件、これはいろいろあるわけでございまして、適正規模要件でございますとか、そのほかいろいろな要件があるわけでございますが、これらにつきましても、先ほどの業界の要望も踏まえまして、改善につきまして具体的に検討してまいるといふつもりにいたしております。

それから、四番目の点といたしまして、手続の簡略化の問題でございますが、私ども、審議会でいろいろ検討をいたしました際にも、各業界からのごまごまという点についての要望が強かったとごまごますることは承知いたしております。これらの点も踏まえまして、これは、通産省あるいは中小企業振興事業団の窓口の手続のみならず、関係都道府県の段階におきます審査、指導といった点も十分考慮しまして、事務処理の簡素化、迅速化に努めてまいりたい、かように考えております。

それから指導援助の問題でございますが、現在、構造改善計画の審査指導機関といたしました指導援助委員会というものが各都道府県に置かれておりますけれども、こういった運営につきましても、私どもとしても十分連絡をとり、指導をいたしまして、構革の相談、指導というものが十分円滑に行われるような指導をしてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○荒本委員　ちよつとお話うなすけぬのですけれども、今度の構造改善で、説明をする予算を見ますと、十六人回分が計上されていますね、十六回回分。これは、回数は五十三年度も五十四年度も同じでしよう。しかも予算額は、説明費、五十三年度四百九十二万から、五十四年度四百八十万に減つておるのです。いままで余りよう知らぬという

て三割しか使われぬ。それだけが原因じゃないでしようけれども、それも一つの原因で、三〇％しかない。これからもっとPRをがんばりますわ、こう言っているのですけれども、実は、回数は十六回で同じで、金は減らしておる。そうするとどうなるのでしょうかというのが私の質問なんです。

す。協会に頼んでやりますと、こうおっしゃる。しかし、構革予算を見ますと、協会の運営補助は、これも前年と変わりはない。さっきおっしゃった産地組合も入れてやるという登録指導員は、人数は七十五名で去年と一緒でしょう。しかもこれは無償ですよ。弁当代も何もないです。それから、もう一つお話がありました指導援助委員会、これは、出向いていつ指導援助するんじや

なくて出てきたところを審査するという、審査委員会みたいなものですけれども、これも七十人回分で、人数は一緒なんです。通産局から担当官が出ていく構想指導費は百三十二回分で、これはむしろ金額は減っておるんです。ですから、説明の費用も、回数と同じで、金額削るわ、それから協会に頼んでやりますわと言ひ条、それは実は人数が七十五人で一緒で、手弁当でやってくれと、こういうことでしよう。通産局から出向いていく分も百三十二回で一緒で、それでしかも金額も削

算は、これは、通産省の、私どもの一般会計の予算は、これら五箇年間で、五年間やってみてうまくいかぬで、それからもうちちょっと力入れて宣伝もやりましよう、指導援助もやりましようと言ふといつて、回数は横ばい、そして金額は減らす、ただでやつくれ、これはちよつと虫がよ過ぎはしないであらうか。どうですか。

○栗原政府委員　ただいま先生御指摘の予算は、これは、通産省の、私どもの一般会計の予

算の御指摘があつたわけでございますが、これらの事務的な諸経費は、おおむね前年度横ばいという数字になっております。御指摘のとおりでございますが、これは、現在の財政事情にかんがみまして、こういった庁費、旅費といった関係の事務的な経費につきましては、非常に厳しい節減を要求されておりました、私どももいたしましたも、

こうした横ばいの線で甘んぜざるを得なかったわけですが、先ほど申し上げました事業協会の関係につきましては、事業協会の情報収集関係の費用を活用いたしまして、所要のPR費用、啓蒙普及、指導の費用に充てたい、かように考えておるわけでございます。

○荒木委員　それは私は泣き言や思うのです、いろいろな事情で予算がふやせませんのでやむを得ませんというね。それではもう今度で延長はこれきり、力入れてやりますという午前中の答弁の趣旨と違うように私は思うんですがね、大臣どうでしょう。これはやっぱり、なければならぬで、ここはぼくは知恵をしぼらなければいかぬと思うんですね。人数も限られている、そして一方対象業者

は非常に多い。そうすると、やはり援助を求めなければいかぬ先がありましよう。わがことのように心配している人たちがおるんですね。この人たちにただでやつてくれと——私聞きますと、宣伝は、説明は、業界組織を通じて各産地に伝達し、資料等を流す、これは通産省の職員も金もかかりませんのやと、こういう話ですね。だから、そこらのところは私もうちよつと工夫がないといかぬと、思いますので、事務方の御苦労もありましようし、実情も御説明ありましようが、大臣ひとつ政

治的にどうですか。

○江崎國務大臣　御指摘の点は、確かにおっしゃる通りに不徹底な面もあったと思います。それが、長い不況が続いたということ、また円高の波をかぶったということなど、いろいろな積もる今日までの苦しい情勢のもとに、何らか一つ、業界自身にもあきらめみたいものがあったて、進んで構造改善を思い切つてやろう、あるいは

合は、前の設備廃棄の場合と今度とは、これに根本的に違いますから、そこで模様ながめというような雰囲気も私権にかあったと思いますよ。私も繊維地帯を選挙区に持っておりますので、多少その動向はわかるつもりです。そこで、あきらめまいといふ感じの中に、自然淘汰を待っているといふ

つたような、安易につく感じがあるから、それじやだめだ、やはりもう一遍ひとつよく協議もし、協力を得ながら立ち直りを考えたらどうだということ、私助言したこともあるくらいでございすから、なおひとつ、今後おっしゃるような面を大いにPRし、ただどの程度できるかということですが、繊維の不況が長いだけに、やはりこのままじゃいかぬという自覚も業界に高まっておりますので、今度はひとつ延長することによって成功させたい。むろん、通産局にも県の商工課にも、大いに働いてもらわなければならぬというふうに思っております。

○荒木委員 いま予算委員会です予算審議中ですが、私、また引き続き来年のことでもありますから、論議していきたいと思うのですが、大臣おっしゃるような、あきらめムードみたいなものがあるというのは、ぼくはちよつといただけないと思ひますよ。先生が教えるけれども、生徒が勉強せぬ、意欲を起こさぬというのと似たようなものでして、それをどうして学習意欲を起こさせるかというところに指導、教育があるわけですから、これはちよつと考え直していただかなければならぬと思ひます。これはまた別の機会に留保して、次に移ります。

今度は少しやり方が変わりました産元、親機も入れるということですが、イワシだけではうまくいかぬので、ひとつ鯨も入れてという、平たく言えばそういう受けとめ方もあらうかと思うのですけれども、それにのまればしなないか、私歩いてみて、そういう心配の声を耳にしたのです。大企業の支配系列化といいますが、それに対する歯どめはどういうふうにするつもりですか。

○農原政府委員 今回、産元等を構想の対象に加えていくという制度改正を考えておりますが、大企業が十分に入ってくるかどうかという点について、必ずしもまだ見通しはつきませんけれども、仮に大企業が入った場合におきますチェックの手段ということでございますが、構造改善事業計画の承認の際に、まず当該実施者に対して、必要な

記載事項を提出させることに現状でもなっております。これは大企業自身についてはもとより、大企業とのいろいろな関係、資本関係、取引関係、人的な関係といったような関係につきましても、十分実態を把握するというのを前提にいたしまして、計画承認の際に必要な書類を提出させて、チェックをいたしたいというのが、まず第一点でございます。さらにその際、必要に応じて、取引改善の関係につきましても、所要事項についてチェックをいたしたいというふうに考えております。大企業が賃加工なり何なりといったところで、そのグループの中の下請企業との関係で、取引の面で不当な支配関係にならないかどうかという点につきましても、そういう取引改善の関係において、チェックをいたしたい、かように考えております。

そういう計画承認の段階におきますチェックを含めまして、さらに事後的にも、それぞれのケースについてはフォローする体制をとりたい、かように考えております。

○荒木委員 私が歩いてみまして、最大の問題といひますか、現在の構想事業、それから、これからの新構想といひますか、それを通じて出されておりますのが格差拡大の問題ですね。大体第二次構想でも、対象になったのは企業比率で二・九％、従業員比率で三・五％、つまりほんの一握りですね。今度だつて融資規模二百五十億ですから、グループ数に直せばせいぜい二、三十でしょう。優等生はこれに乗る。しかし七〇％、八〇％、九〇％、圧倒的多数はこれには乗らぬわけですね。そういうものもろくなつていくんです。教育で言へば、一般学生といひますか、これを一体どうするかという問題ですね。こういう構想に乗らない一般の小企業経営改善、小企業の構造改善、これをどうしていくのでしよう。でなければまずまず格差が開いていくばかりでしょう。

○農原政府委員 現在の制度におきましては、たとえば零細の、賃加工の機屋さんといったようなグループは、異業種間連携という形に置きますと、他の異業種の方との取り組みが非常にむずかしいというふうな実情にございまして、したがって、なかなかグループも結成できないという実情にあることは、御承知のとおりかと思ひます。今回私も産元あるいは親機、親ニッターといったようなものも、構造改善の対象として含めていくという改正を考えておりますのは、産地の実情に応じながら、あるいは業種、業態の実情に応じながら、そういう賃加工の方々も、そういう産元、親機等との関連におきまして、グループが結成できるようにしようとなつてきて、今回の改正を考えておりました。そういう意味におきまして、今回の構造改善の制度の改正に伴つて、できるだけ零細の機屋さん、下請関係の機屋さんも、グループの結成に参加できるように体制にしたい、こういう意味合いが一つござい

ます。さらに、特に小規模の繊維事業者に対しては、施設協同化事業という形におきまして、現在でも余り要件を厳しくしないで、設備リース等を受けられる制度があるわけですが、今回、さらにこの施設共同化事業につきましても、組合の結成要件なりあるいは借り受けができる人の要件なりというものを、さらに改善を図りまして、小規模の事業者の、施設共同化事業としてのリース事業への参加が容易にできるようにしたい、かような運用面での改善を考えているわけでございます。なお、その他の小規模企業者に対する制度といたしましては、技術指導、特に産地組合を通じての技術指導という関係の予算、これは七千万程度のものでございしますが、従来に引き続いて考えておる。

こういつたような制度の組み合わせにおきまして、できるだけ零細、小規模の繊維事業者に対して、また本グループの結成あるいは本構想の資金活用というものができるように体制にいたしたいというふうな考えでおる次第でございします。

○荒木委員 今度の新構想をやつても、全事業所の一割に足らぬじゃないか、こう言っているの

すよ。予定どおりいつたつて九割以上が残されるわけでしょう。共同化事業はなかなか進みはしない。ですから、それについてどうですかということ、聞いてみるわけですよ。皆さんの言っていることが、そのとおりいかぬだろうということはいま言っていないのです。いくとしたつて九割以上が残りますよ。大臣、これどうするのですか。この繊維の小規模事業対策を内閣は放置するのですか。

○江崎国務大臣 御指摘の疑問は、一挙に全部解決することはできません。そこで、自分たちの危機をひしひしと感じて、自主努力しながらこの構造改善に積極的に取り組もう、そういう意欲のあるところからまず手をつける。そしてその様子をまたそれぞれの組合は見えておりますから、それに従つて次年度でまた対処していく。またその次も対処する。一遍に繊維業界全部をどうすると言つても、これは行政でどうもなることじやありませんが、まず、そういう要請の強い、同時にまた関心の深い、自主努力をするところから手をつける。これはどの業界の場合でも同じことが言えると思ひます。

私、さつき、言葉があるいは足りませんでしたから、誤解を受けたかもしれませんが、要するに、じつと様子を見ておるということ、放置しようななどとは言っていないので、前の、あの設備廃棄を伴う構造改善の場合というのが、非常に安易について、特に当時はベトナム戦争などもあったために、対外的要因もあつて、何か設備廃棄はしたが、その金でまた新しい機械を買つたとか、新しい紡機を買つたとか、国家的に見るならばまことにずさんな、構造改善と言えるところもありましたが、そうでないような場面もありましたね。しかし今度はそんな甘いものではないというわけで、人の様子を見ておるということも、確かに不況であつた背景もあるが、私はあると思ひます。しかし、そのままにしておいてはいけませんから、われわれとしては、これをなお五年間延長して、一つずつ、まず協調し、改めるところからは

改めてもらうべく、協力の手を差し伸べていこう、こういうわけでありませう。

○荒木委員 部分は否定しておりませんよ。しかし、私は全体を言っているのです。二百五十億、約二十グループでしょう。五年間やって百グループでしょう。いままでの五年間の倍にもならぬのですよ。到達点がはつきりしているのじゃないかというのです。これから新しく始めるのでしたら、まあ見てくださいということもあるでしょうけれども、いまの制度を五年やってきているのですから、私、その点で申し上げたいのですが、繊維だけではなくて、小企業経営改善対策として予算が二百八十六億ほど出ていますが、実際にこれで繊維事業の改善にどれだけ役立っているか。

私は、中小企業庁お見えになっていると思いますから聞きたいのですが、いま、繊維の問題をやっているからあれですけども、零細業者が一番求めているのは何ですか。それに一番よくこたえられることができるのはだれでしょうか。この二百八十六億との絡みで、ひとつ端的にお答え願いたいのです。

〔委員長退席、山下(徳)委員長代理着席〕

○左近政府委員 小企業者が現在非常にむずかしい立場に立っていることは御指摘のとおりでございます。しかも、そういう人たちに對して、われわれがどういふ点を指導しようとしておるか、これまた裏返せば、そういう小企業の方々が、どういふことを求められているかということにならうかと思ひます。やはり個々の小企業者につきましても、経営の改善、経理の改善、技術の指導というふうな、行き届いた指導が一番必要じゃないかと考えておられまして、そういう点で、小規模企業対策の重点は、経営改善普及事業というものに置いておられるわけでございます。

○荒木委員 長官、漠とした話しかおっしゃらなかったのですが、大臣、よくお聞きいただきたいのですが、中小企業白書によりまして、一番求めているのは技術の改善だということです。そ

れから、情報の収集、資金についての債務援助その他がありますね。経営改善、取引改善。ところが、いま長官の言われた小企業経営改善事業なるものは、商工会議所、商工会の経営指導員の人員費でしょう。本俸約十五万、ボーナスを含めて十七カ月分ですね。扶養手当もある、交通費もある、事務局長手当もあります。それから物件費、運営費補助がある。ところが、そこでやっている仕事の身を見ますと、半分以上が金融と税務です。私は要らぬとは言いませんが、一番求めているのは経営相談なのです。賃機業者がこれから経営をどうしていったらいいか、情報はどうなりますか。この白書によりまして、三つもないのです。件数こそ五百何万件とか言っていますけれども、十五万事業所で三割といったらどれだけのしょうか。経営相談だつて一〇%そこそこです。そこへ二百数十億という金をどつと——これは人件費まる抱えでしょう。私は、それをだめだとか、やめてしまえとか言うつもりはないですけども、業者が一番求めているところには一番弱いのです。無理もないと思うのです。学校を出て二年か三年、それで長年苦勞してきた商売をこれからどうしたらいいか、こういう経営のことがそのわかるはずがなからうと思うのです。それができるのはだれかと言へば、この中小企業白書によれば、同業組合、産地組合、それだけに限りませんが、そうした問題に長年精魂を傾けてきた団体ではないか、こう言っているのです。

時間の関係がありますから、私余り詳しく申し上げられませんが、そういう経験が必ずしも十分でない、しかも全業種を対象にしている、確たる試験制度もなしにやっていると二百数十億も、財政が苦しくてPR費用も十分とれません、協会の登録指導員も無償でやってくださいと言っている傍ら使っていて、しかもそのメリットがほとんどあらわれない。私は零細業者の人たちに寄つてもらつて聞いたのです。君ら、会議所で経営相談を受けて助けてもらつたかと思ひま

したら、私の聞いた範囲が、たまたまそうだったのかもしれないが、ほとんど色よい返事は返つてこなかったのです。ですから、先ほど産地組合の協力も求めていくとおっしゃつたのですけれども、せっかくある小企業対策と称する予算の使い方を、もっと施策として考えていただきたい。これと関係省庁もありましようし、すぐには結論が出ないかもしれないが、少なくとも方向は、大臣、真剣に御検討いただきたい。この窓口一本化がいいかどうか、大臣の御答弁を求めます。

○江崎国務大臣 御指摘の点はあります。指導員が役に立つておる面もありましようが、さて経営再建ということになりますと、これがなかなかむずかしいですね。答える方もむずかしいが、また同時に相談する方も、内輪の話を洗ひざらうとすると評判が悪くしてしまふので、実は指導を受けたいのだが、指導を受けかねるのだ、むしろ最寄りの計理士とか、そういうところと相談をかけてしまふというふうな苦情を聞くことはあります。だから、御指摘のような点はあらうかと思ひますが、ひとつ十分効用が發揮されるように、検討してまいりたいと思ひます。

○荒木委員 窓口一本化といひますか、この問題の是正も含めて、ひとつ検討していただきたいと思ひます。その道一筋何十年という人がたくさんおられますよ。しかも私、この過程で役所に聞いてびっくりしたのですが、二百数十億の金を出しておきながら、一体会議所の会員と非会員が、相談対象でどのぐらいの比率になっているか、それから五人以下の零細業者が何割含まれているか、全然わからぬと言ひます。補助金適正化法の十二条と十四条で、状況報告と実績報告を求めるところになっているのです。それが通産局とまりで、私は本省に聞いたのですが、局長を初めだれも知らぬと言ひます。財政が苦しいというなら、もつと実のあるような使い方をしたいんだがたい。大臣、せっかく御答弁をいただきましたが、これは私、何も会議所を目的にかたきに言つて

おるわけじゃないので、そこも十分使われなければいけません。しかし、それだけではなくて、もつと有為の人材があるから、そつちの方も十分射程距離に入れて御検討をお願いしたいと思ひますが、一言返事をいただきたい。

○江崎国務大臣 御趣旨の存する点、よくわかります。ただ、いまの指導員の役割りはやはり相当成果を上げておる面もありますので、これは認めてやつてもらいたいと思ひますが、いま御指摘のありましたように、その採用の窓口をもつと広く考えろ、これは一つの御提言だと思ひますので、十分検討いたします。

○荒木委員 取り違へないようになつておきませんが、小企業対策として予算を支出する、その対象の窓口です。ほかの団体も含めて、こういうことですから誤解のないように言つておきます。歩いてみて、一番大きく出された格差は正の問題について、もう一つお尋ねしておきますが、それは運転資金を初めとする金融の問題であります。一つは、マル経資金につきまして、私は去年の二月十五日に大蔵委員会質疑をして、大蔵大臣から——これも商工会議所が窓口一本でやっている。ところが、マル経の枠は使い残しが多いのです。去年などは無担保無保証で二割以上残っているのです。ことしだつて第三・第四半期までしか出ていませんが、このでんでいきますと二割以上残るのです。これは窓口でしばつておるからそれだけなかなか集まらないという問題もあるのです。それをひとつ検討するという約束をいたしておきますが、一年たちますから、大蔵省から、この窓口を一本にしつたことをどういふふうに検討したか、ひとつ報告をいただきたい。これが一つです。

それから、いま政府系の金融機関の運転資金は七・一というふうになっておりますけれども、しかし大臣も御承知のように、ずいぶん金利が下がつてきました。ちよつといふ資料がないのですけれども、民間の平均約定金利は、たしか六%を割つておるんでしたかね。つまり、政府系金融機関



に、この点などについては今後也十分注目し、配慮したいというふうに思います。

○山下(徳)委員長代理 宮井泰良君。

○宮井委員 長時間大変御苦労まででございます。私は、今回商工委員会に初めて参りまして、本日が初登壇の質問でございます。どうかわかりやすく、具体的に御答弁をよろしくお願いしたいと思います。

そこで、まず本法案の質問に入ります前に、一点だけ伺いしておきたいのですが、昨年の秋、本委員会では、大規模小売店舗法、小売商業調整特別措置法、いわゆる改正小売二法の今年五月施行に伴い、改正大店舗法では、店舗面積五百平方メートル以上が規制対象となるわけでございますが、地方自治体では、規制外の五百平方メートル以下も自主調整という形で、実質規制を続ける動きが強まっております。このように通達をいたしたところでございますが、今後こういった問題に對してどのように対処するのか、また地方自治体の意向を昨年は十分聞きになったのかどうか、こういうことを伺いたいと思います。

○島田政府委員 答え申し上げます。

お尋ねの都道府県及び市町村の条例、要綱の取り扱ひの問題でございますが、御案内のように、昨年の秋に成立いたしました大店舗法の改正に至るまでは、各方面でいろいろ議論がなされ、私もいろいろ議論を、各方面の意見を十分聞きながらいろいろ御審議いただいたという経緯でございます。私もいろいろいたしましたのは、従来千五百平米、三千平米でありましたのを、五百平米のところまで規制対象を拡大したわけでございます。これにつきましては、そういった最近の小売をめぐるいろいろな情勢の変化の中で、一般中小小売商との顧客吸引力に、格差がどういふところであるかということ等をいろいろ調べまして、大体五百平米ぐらい

が一つのラインであろうというふうに考えたこと、それからまた、従来の小売業をめぐる紛争の実態をいろいろ検討してみても、五百平米まで引き下げるといふことにはいたしたわけでございます。したがって、私もいろいろ考えたしましては、一応五百平米以下の店舗につきましては、一般中小小売商との顧客吸引力という点に着目いたしました場合、五百平米以上の店舗と比較した場合には、たとえ二百とか三百とかというところになつてきますと、一般小売商との顧客吸引力に、余り有意な差はないのではないだろうかと思われ、このこと、また紛争の実態というの、従来、比較的にその辺を境にして、それより上のが非常に多いというふうな実態等から考えまして、これを事前届け出制というふうなことで、一律にあらかじめ調整していくというシステムは、妥当ではないのではなかろうかというふうに考え、この分野については、小売商業調整特別措置法により、対処するのが適当であろうというふうに考えたわけでございます。この点につきましては、この法案の審議の中で、私どもの考え方を御説明したところでございます。

それからまた、都道府県の御意見につきまして、この法案をめぐりましていろいろ御意見がございました。そういった点もいろいろ受けまして、たとえば従来通産省がやっておりました大店舗法の権限を、今度の改正法では、千五百以下から五百までの間は、都道府県の方に権限を委任するというようなところを取り入れておるわけでございまして、そういったところから考えまして、今後改正法が施行になった後において、五百平米以下の条例、要綱というものをどうするかという点については、私も、その実態的な必要性は非常に乏しくなつてきているのではないかというふうに考えておるわけでございます。したがって、私どももいろいろ考えたしましては、都道府県、各地方自治体の方に対しては、現行の条例なり要綱につきましては、そういった考えからすれば廃止していただきたいということをお願いいたして

おるといふ状況でございます。

○宮井委員 そういった条項を廃止するように、お願いしておるところである、そういうことでございまして、伝え聞くところによりますと、廃止していく方向にあります。なほ若干の県におきまして残るんじゃないか、こういうふうなところも言われておりますので、その辺のところをどう調整していくか、こういった点を今後慎重に検討していただくよう、要望いたしますのでございます。そこで、次に本法案でございます。これは大臣にお伺いしたいと思ひますが、繊維工業構造改善臨時措置法の改正を質問するに当たりまして、まず最初に景気動向、この面からお伺いしたいと思ひます。

まず、本法案の繊維業界対策にいたしまして、景気回復が着実に進んで、初めてその有効性を発揮するわけでございまして、最近の新聞報道におきまして、一月の輸出輸入物価が上昇しておる。白銀総裁も国内の物価の動向を注視しておるようでございます。大手銀行の調査におきましても、繊維二次製品等の輸入攻勢が続いておるというところがございます。そこで、本法案にきつめて密接な関連のございまして、韓国、台湾、中国、この輸入品の最近の増加を見ますと、本法案が成立いたしましたとしても、法案の目的が本当に有効に発揮できるかどうかというところが、私といたしましては疑問であるわけでございまして、この私の懸念に對しまして、どのような見通しを大臣は持たれておられるか、この点をまずお伺いします。

○江崎國務大臣 最近のわが国の経済は、確かに景気回復路線に乗ってきたというふうに私は思っております。これは四〇％近い国債に依存をしながら、ずいぶん政府としては景気主導型予算を組んで、景気を引っ張る役割りを国家予算に果たさせておることで、今日のその効果がだんだん顕著になってきた。内需は御承知のように活発でありまして、年がかわりましてから、一月も二月も、国民消費の動向はGNP比の大体九％程度、その点では効果が上がつておるといふふうに思ひま

す。ただ、御承知のように、円高のために輸出は鈍化いたしました。一方は、貿易のインバランスを解消するために、製品を初めてとする各種の輸入量、これは国際的要請に基づいて急激に増加しております。そういった形の中でも、それぞれの企業は構造改善をだんだん進めておる。繊維などはその極端に悪い一つの例であります。ペイする企業もようやくここへ来て、石油ショック以後そのまま設備投資も設備の更新もしないできたが、限界に到達した。金利が安いうちに思い切つて設備を更新しようというふうなことで、製造業などにも設備更新意欲というものがあらわれてきておると私は思ひます。政府としては、この景気回復動向をどう持続させるか、まずこれがことしの財政政策政策のうちの大きな一本の柱ですね。これを持続することによって、国内の雇用の問題も何とか安定をさせたい。

それから一方においては、輸出は円高で鈍化をしたわけですが、やはり輸出立国です。日本は無資源国ですから、資源を買う金は輸出によってかせなければならぬ。そうだとすれば、アメリカとの相対的な問題もありまして、ドルが安定しなければならぬ、為替相場の安定と同時に、物価の安定を何としても貫かなければならぬ、こういう四つの柱を實行したいと思つて努力をしておるところであります。

そこへ、うまくいきそうだとおぼえておるうちに、油の問題が、イランの政治動乱をきっかけにして供給不足といったような形が起つております。この油が、長期にわたつて供給不足などというふうなことになるかと、これは景気の動向にも大きく影響しますし、雇用問題にも当然すぐはね返ります。物価にも影響する。四本の重要な柱とわれわれが目して、これに取り組んでいくと考へておりますことしの財政政策は、根本から崩れてしまふようなことになりかねません。そこで、油の問題にいま私どもは心を配つておる。ことしは、どうやら大口供給者などの供給量を削減するといふようなことを、しなくてはいいけ

るのではない。少なくとも十月ごろまでは、何とかそういうことのないように、努力をしたいなという配慮をしておりますのも、以上申し上げたことに伴うことによるわけでありませう。

○宮井委員 いまの御答弁にもございましたように、景気の回復は着実に進んでいる反面、石油問題等、そういった不安材料が種々出てきておる。そういうようなことでございまして、大変厳しいような状況である、このように思うわけですね。

重ねて伺いますけれども、五十四年度の実質経済成長率を六・三％に設定したわけですが、この経済成長を策定するに当たりましては、円レートは百九十円で計算されておると思ひます。しかし、昨年の円レートは、一月で二百四十一円、九月で百九十円、十二月で百九十六円、ことしの一月で百九十七円、昨日、二月二十七日が二百二円、こういう非常に不安定な円相場でございます。先ほど大臣も触れられたわけでございますが、こういった円高の傾向の中で、景気回復の見通し並びにこの成長率を達成できるかどうか、これは本委員会でも議論があったところでございまして、重ねて伺ひたいと思ひます。

○江崎国務大臣 私は、強気のせいかもしれませんが、六・三％をもと、六・五％ぐらいにしよう、それは、くだい話になりますから、余り数字は、時間もかかりますので申し上げませんが、通産省からも非製造業の電源開発を上積みしてもらつとか、いろいろ持つて出まして、六・三％にした責任者の一人であります。私は、現在どうにかいけるのではない、下半期油の状況が大変なことになる、油が高くなるなどというふうなことになる、そういう問題が全部崩れてしまつたから、全く油の問題は、備蓄を取り崩すなどということは異例のことかもしれないが、やはり非常の場合に備えての備蓄ですから、ことしは何とかして、雇用問題との兼ね合いもありますから、この六・三％は達成しなければならぬという

ふうんと思つております。幸いなことに経済学者などの見通しも、昨年末われわれが予算編成をするころは、非常に消極的でしたが、年がかわりましたからは、製造業における設備投資の動向が思つたより活発であるということ、それから、従来四〇％程度は決算において赤字基調であったものが、黒字に転換する会社数も多くなったというふうなことから、低金利時代の設備の更新といったことが着々と行われており、それから内需刺激の効果がありまして、一般国民消費も物価の安定とにらみ合いながら、非常に活発に動いておりまして、そういう点でちよつと強気になつてきた。学者というのは便利だと思ひるのは、今度はもうインフレを心配して、インフレ、インフレと言ひ立てる。もちろん、これはインフレにしたら大変なことですから、私もそれはそういうことのないように、今後とも物価安定のために努力していかなくてはならぬと思ひますが、おむねいい線へいつておるといふふうに、私は思つておるわけでございます。

○宮井委員 大臣は大変強気で、この意気込みは非常にいいと思ひわけでございます。また、閣僚の中では最も力を持たれた大臣でございまして、ひとつそれでやつてもらひたいと思ひます。なお、先ほどから石油の問題などお話をうかがひまして、大臣は十月までは何とかもつたろうというところでございまして、十月以降はどうかともわからないわけでございます。イランの政情不安による石油の供給減、大口需要の削減はしなくてもいいんじゃないか、こういうふうにおつしやいまして、なおそういうものも非常事態にはお考えになつておるとも漏れ聞いております。そういうふうなことになる、産業界に大きな影響を与えていく。またOPECの原油の値上げあるいは公共料金等の引き上げ、こういうふうな一連のことがございまして、昨年度も下方修正をいたしたわけでございますが、この下方修正は断じてあり得ないという、大臣のそういうお考えであるかどうか。しかし場合によつては修

正もあり得る、こういうふうなお考えであるか、重ねてお尋ねいたします。

○江崎国務大臣 六・三％というのは、あくまでこれは目標、ターゲットラインですね。ですから、われわれは、それを国際間で約束するわけですから、当然責任はあるわけですね。したがって、六・三％を達成するためには全力を挙げます。私は、ことしはやっぱり雇用問題だと思ひます。去年、本間に構造不況業種を除けば、特定不況産業を除けば、確かに景気はよくなったというところでは、感ぜられたにもかかわらず、完全失業者の数が、十、十一、十二と平均やつぱり十五万前後ふえております。ですから、どうもことしは、これはなかなか容易ならぬものがあるというわけで、予算委員会などでも、集中審議が、この問題をめぐつて行われるのであります。そのために私はやつぱりここで景気を軌道に乗せなければならぬ。また、軌道に乗せることによつて、繊維産業を初めとする構造不況業種も、政府が無理をしておるといふことは、その間に時間をかせぎながら、何とか企業体質を改めていただく、こういうわけですから、あの六・三％はどうしても達成しなければならぬと思つております。しかし、これは神のみぞ知ると言つては、これはまた無責任になります。先行きどんな事態が起こるか、これは予測の限りではありませんが、私は、いまのペースで進めば、達成は可能であるといふふうに考えておるものであります。

○宮井委員 イランの石油問題なども、これからどうなるかという本当のことは、アラブの神に聞いてくれといふふうな、そういう話もあります。そういうふうなことで片づけられるような問題ではございませんので、聞くところによりますと、通産大臣が先頭切つて大型使節団といひますか、イランにも乗り込まれる、こういうふうな報道もございまして、中にはそんなに、まだ詰めも終わつていないのに、最終的な大臣が早々と行くのはどうかというふうな話もございまして、こういうのも、なおひとつ努力をいただきたい、こういうふうに申し上げまして、次の質問に、具体的にお尋ねをいたしたいと思つております。

そこで、本法案を策定するに当たりまして、通産省としては、昭和四十九年以降、繊維工業構造改善臨時措置法に基づきまして、情報収集、商品企画等の、企業活動におけるソフト面の機能を強化するための、構造改善の推進が図られてきたわけでございますが、第一条にございまして、

「この法律は、繊維工業の経済的諸条件の著しい変化に対処して、その健全な発展を図るため、」となつておるのでございまして、この改正がどのような反省のもとで、また、どのような目的で行われるのか、これは事務当局の方でも結構でございますから、御説明をいただきたいと思ひます。

○栗原政府委員 法律の目的にございまして、経済情勢の著しい変動に該当する、私どもの今回の改正の理由といたしましては、一つには、やはり、四十八年、九年にかけましてのオイルショック、その後引き続きます長期不況という事態が、第一点に挙げられるかと思ひます。この間におきまして、不況の影響を受けまして、繊維の需要というものが著しく低迷いたしております。そういう事実情勢のもとで、過剰設備の発生等々、いろいろな問題が繊維産業にも発生しておるといふことでございまして、

さらに、第二点といたしましては、一昨年来の円高という状況でございまして、これによりまして、輸出に多くを依存しております繊維につきましては、非常に大きな影響が出てきておる。この二つが、非常に大きな要因であらうかと思ひわけでございます。

こういった状況の中で、企業体質もだんだんと弱まりまして、前向きな構造改善に、積極的に取り組む余力というものが乏しくなつておりました。したがって、この五年間におきます構造改善の実績というものは、必ずしも十分に出ておらないというのが最近の状況でございます。今回の法改正におきましては、状況といたしまして、ただいまのような経済情勢の変動がござい

まして、最近若干明るきは出ておりますものの、将来をながめてみますと、やはり内外情勢、特に発展途上国の追い上げといった問題は、これは輸出市場におきましても非常に問題でございますし、国内市場におきましても、競合問題も出てまいります。そういった情勢の中で、やはり早急に構造改善を進める必要がある、こういった考え方のもとに、今回の法改正をお願いしている次第でございます。

○宮井委員 ただいま御説明がありましたように、繊維工業の定義の改正と、四十九年当時の初心に返って、従来の垂直結合、これは異業種の垂直結合を同業種に広げていく、こういう面では私は評価できるのではないかと思います。

(山下(徳)委員長代理退席、野中委員長代理着席)

そこで、一つ一つ問題をお聞きしたいわけでございますが、まず最初に、通産省が昨年作成いたしました産業構造の長期ビジョンの中で、知識集約化を目指す意味で、「工程間の分断、流通経路の迂回性等の特徴を持つ現在の繊維産業の構造を抜本的に改め、生産機能と流通機能を新しい観点から結びつけた垂直的連携の強化」といったことや、「産地が業種、地域によりそれぞれ特色ある生産、流通構造を有しており、その進むべき方向も多様であるので、全国一律の将来ビジョンを描き施策を提示するだけでは不十分」である、こういうふうになっておるわけでございます。

そこで、一方においては流通や生産の合理化をしていかなければいけない、また、一方では、産地の流通形態の特色も考慮しなくてはならない、流通面を改善していかなければなりませんし、また、長い間、今日までこの繊維業界というものの複雑な、また地域地域によって流通形態が違う、こういうような問題がございまして、これは私は、相反するものではないか、こういうふうにいるわけでございます。それをどう改善するか、そういうことがあろうと思っております。そういう観点から、本法案の目的と、この点の整合性なり、関

連性はどうか考えていくべきか、このようなことと、本法案におきましては、流通面や工程面は詳しく触れられておらないわけでございますが、この点もあわせて伺います。

○栗原政府委員 繊維産業の流通、これは御承知のようにきわめて複雑、また経路が長いというように構造上の問題点、それからさらにもう一つの問題といたしましては、取引慣行がきわめて非近代的である、こういった二つの点が指摘をされておるわけでございます。私も、こういった流通上の問題点につきましては、取引慣行の是正等につきましましては、繊維取引流通推進協議会という業界全体の場をつくりまして、その総意を得ながら、書面契約の遂行あるいはその他、いろいろな近代的な取引慣行への是正という問題に取り組んでいくわけでございます。

一方、流通経路との関係におきまして、今回の構造改善の位置づけという点でございますけれども、私も、今回の構造改善に当たりまして、やはり流通の機能というものが、商品開発なりあるいは情報収集機能なり、生産と流通とのつながりをよくするという意味合いにおきまして、流通面で企業が果たす役割というものの重要性に着目いたしまして、したがって、そこで産元あるいは親機といったような、ある意味では流通の分野の繊維企業につきましても、今回対象にいたしたい、かように考えているわけでございますが、特にこういった産元等の企業におきましては、産地によってかなり機能のあり方が違います。そういった特殊な事情も配慮しながら、生産と流通というものををつなげる有力な手段として、今回産元等を対象にするという改正をお願いしているわけでございますが、全体の繊維の流通問題の中で、この産元、親機等の流通機能を今後どう評価していくかという問題については、これはまたきわめてむずかしい、繊維の各工程間でそれぞれの卸商のあり方といったような問題はまた別途あるかと思っておりますけれども、私もとしては、とりあえず、実際に有効に機能しているこういった流通業

者の機能も活用してまいりたい、こういう立場でお願いをしているわけでございます。

○宮井委員 産元、親機の件もございましたが、これは後ほど若干質疑をいたしたいと思っておりますが、地元のそういった自主的なあれも認めながら、この法案を有効に効果あらしめていく、こういうふうな、まだ抽象的ですがよくわかりにくいのですが、その辺はひとつよく現地の実態を把握されて、適切な援助なりアドバイスをお願いしたい、このように思います。

そこで、関連してお伺いするわけでございますが、繊維工業審議会の答申されました「今後の繊維産業の構造改善のあり方」の中で、本法案の目的にもありましたように、アパレル産業の振興が大きな目玉になっておるわけでございます。繊維産業の中でも、特に労働集約性の強いこの分野が、先進国には向いていないのではないかと、見方の人もおられるわけでございます。確かに受け皿をつくった、あるいはわが国より賃金水準の高いアメリカや西ドイツではアパレルが伸びてはいますけれども、韓国や台湾、中国製品の安価なものに比べて、国民のニーズが、高級品に対して十分対応できるかどうかというところが懸念されるわけでございます。こういった点についての考え方を述べていただきたいと思います。

○栗原政府委員 現在、欧米諸国のアパレル産業の実態を見てまいりますと、日本と対比いたしますと、アパレル部門の従業者等の比率、あるいは企業の比率等の面におきまして、日本の場合はどちらかと申しますと、川上もしくは川中に頭でっかちの形で重点がある。アパレル部門の方がむしろ腰が弱いという構成になっておるわけでございます。したがって、これから、輸出も、数量的には非常に減らざるを得ないような状況も考えられますけれども、さらにアパレル部門の充実、強化ということが行われますと、全体として先進国型の、バランスのとれた日本の繊維産業というもの、期待できるのではないかと、このように思っております。私も全体の展望を考えておるわけでございます。

が、労働力あるいは賃金の問題等がございすけれども、ただいまお話のございました西ドイツ等におきましても、むしろ西ドイツは日本を凌駕する繊維の輸出国というふうに、金額ベースでは相なっております。この点については、この実態は、アパレルの輸出といったことが主体になっておるといふふうに承知していただけますけれども、私も、今後知識集約化といった路線に沿って、大いに業界のバイタリティーを発揮していただきまして、そういう方向で努力していくことによりまして、日本の繊維産業全体の安定を期していきたい、かように考えておる次第でございます。

○宮井委員 いまの御答弁、全般的なことでございますから、私は先ほどお尋ねしましたように、発展途上国からもどんどん安い品物が入ってくる、こういうのに比べて、国民のニーズが高級品に対して対応できるだろうか。その辺の御答弁を重ねてお伺いしたいのと、こういうことをなぜ質問をするかと申しますと、繊維製品の輸入動向を見ますと、外国製品の二次製品の輸入額は、五十一年度で八億六千六百六十七万ドル、五十二年度は九億二千九百六十二万二千ドル、五十三年度は九億二千九百六十二万二千ドル、五十二年に比べておおよそ四〇％増加いたしておるわけでございます。つまり、日本製のアパレル製品が素材の多様化を求めても、こうした安価な輸入品に傾いていく心配はないか、こういう点をお尋ねいたしておりますので、重ねて御質問いたします。

○栗原政府委員 繊維品の輸入の数字につきましては、ただいま御指摘のとおりだと思います。ただ、年次的に見てみますと、五十一年は景気の関係もありまして輸入数量自体は低水準に、こういうような数字に相なっております。五十三年に入りまして、景気の回復、あるいは繊維市況の上昇といったようなこともございまして、かなり輸入もふえたという実態があるかと思っておりますが、安価と申しますか、非常に安いものについての流入の考え方でございますが、どの辺に線を引くか

ということ、具体的にはなかなかむずかしいこととございますけれども、繊維品のある部分、非常に差別性のない、本当に値段だけでというような部門もないかと思ひます。くつ下などでも、非常に安いものについてはそういうことがあるいはあるかもしれませんが、具体的に線は引きにくうございますけれども、ある部分については輸入品にゆだねるということもあつてもいいのではないかと。しかし、国民の、いま私どもの要求しております多様化された、個性的な、場合によつては非常に高級なものというふうな欲望といふものは、やはり今後とも続くと思ひますし、そういったものに見合う分野につきましては、ぜひとも国内の繊維で賄つていきたい、かように考えている次第でございます。

○宮井委員 それはひとつそういう対策を強化していただきたいということ、通産省の方からアパレル産業の振興ということで指導をされておりますので、現地ではこれに真剣に取り組んで、何とかひとつ研究開発をし、また資金面でも援助をいただいて、ひとつ振興していこうというふうな努力は、いま各地でいたしておるようでございます。そこで、いま素材のみを提供している産地におきまして、そこはもうもととアパレルというものは全くない、素材だけを供給する、わかりやすく言いますと、白い布をそのまま出荷して、アパレルは香港とかいろいろのところへ、よその方へ求める、そういう素材を提供している産地でも、アパレル産業に力を入れていこうというところで、ただいま申し上げましたように研究をいたしております。

しかし、ここで問題になつてきておることは、素材の提供の方は、百の素材がありまして、百生産しましたら、この百を消化したい、百を販売したい、こういうような、これはもう当然のことですが、気持ちを持つておる。ところが、これに反して、アパレルというものは、たとえば百の素材といたしますと、そのうちからいい製品を選んで、十ないし二十、これとこれとこれというふう

に、いいものだけを選んで、そして製品化をした、アパレル産業はそういうふうな考えておるわけですから、素材を提供する方と、アパレルの希望している方とは、これは相反するものになつておるわけですね。それを、素材の提供をしておる同一地域でやつていこうというところに大変無理があると思ひますか、大変そこで頭を悩ましておる。踏み切つていこうかと思うのですけれども、そういうものがなかなか踏み切れないという現地の声があるわけでございますが、こういう点についての御見解を伺いたいと思ひます。

○栗原政府委員 アパレルの振興を考えます際には、そのメリットの一つとして考えておりましたのは、アパレルというのは、消費者に一番近いところに位置する産業でございます。消費者のニーズを吸い上げて、そういう情報を十分集めまして、どういふ品物、どういふ素材でつくつた品物が一番ニーズに合うかという情報を集めて、むしろ川中、川上の方に伝達をするという機能があるのではないかと、いふふうに考えておるわけでございます。

〔野中委員長代理退席、委員長着席〕  
そういう意味におきまして、今後アパレル産業の発展とともに、だんだん川上、川中の部分も、アパレル産業の方からどういふ需要があるかという情報を的確に受け取りまして、むしろ、いままでのように、量産定番品を大量につくるという仕事でなしに、アパレル産業の要求するような、実際に実需につながるような、売れるような品物を、それぞれの需要に見合つてつくつていく、そういう形に、だんだん川上、川中の部門も変わつていってしまふべきではなからうか、こういうふうな感じを持っております。

ただ、これは理屈でございますが、実際にはなかなかむずかしい面もあるかと思ひますが、特に同一産地で、おっしゃるような問題というものはあるかと思ひますけれども、しかし、方向としてはそういう方向で、日本の産業全体がうまくつながつていくということを、私どもとしては

希望いたしておることでございます。

○宮井委員 生産の方は、国民の消費動向を見て、それに見合つたものを生産していき、これがぴったりかみ合えば、おっしゃるとおり、これは理想的で、いけると思ひます。しかし、なかなか情報といひましても、やはり業界の自主的な情報で、ときどきフランスへ行つてみたりの、ドイツの方へ行つてみたりの、地方でありますと、東京の方へアンテナショップといひますが、そういうお店を持つて、消費者のそういう動向調査をやるといふように、努力はしておりますが、なかなかこれが大変お金がかかることですが、大変むずかしいようなことが現実であると思ひます。したがらしまして、その辺は国の方におきましてもうんと力を入れて、そういう理想的な方向へいくように指導をしていただきたい、このように思つておるわけでございます。

私も、そういう現地の生の声を聞いてまいりまして、そういうことを感じておりますので、全国一律にアパレル産業を振興しようといふふうに命令をかけたとしても、もうそういうものはうちはやりたくない、現在のままで振興していくのだというふうな地域もございまして、そういう実情に見合つたような点で、ひとつ、そういうアパレル産業に力を入れないから、あなたの方はいろいろな面で締めつけをするとか、まあこういうことはなと思ひますが、そういうことのないようにひとつやつていただきたい、このように考える次第でございます。

次に、問題を変えまして、繊維工業構造改善事業の進捗状況を、簡単に御説明いたしたいと思ひます。

○栗原政府委員 昭和四十九年度以降五十三年度までの、通産大臣の構造改善計画新規承認件数は五十六件でございます。それから、施設共同化事業の計画承認件数は十九件でございます。そういうことでございまして、必ずしも進捗状況がいいと申せないという状況でございます。

○宮井委員 ただいま御説明がございましたよう

に、承認いたしましたグループ数で五十六、さらに企業数で三千三百七十六で、対象繊維製造業十五万四千八百五十一のうち参加企業はわずかに二%、従業員数で見てもわずか三%という状況でございます。また、中小企業振興事業団からの融資額も百八十二億五千万で、貸付額のおよそ二%であるわけですね。こういう数字を見ましても、非常に利用度が少ない。いい法律をつくりましても、何か飛びつきにくい問題点があるのではないかと、あるいはまた政府のPR不足といひますか、こういった点もあるのではないかと、行政指導なり対応策をどのように行つてこられたか、お伺いしたいと思ひます。

○栗原政府委員 御指摘のように、制度あるいはその運用の面におきまして、かなり中小企業者にとつて使いにくい面というものがございまして、これは、私どもも承知しております。そういう意味におきまして、これをできるだけ使いやすいものにするための若干の法改正と、それから運用面につきましても、今後法改正とあわせまして、業界の意見も十分聴取いたしまして、全体としてできるだけ利用されやすいような制度、運用にいたしたい、かように考えております。

なおおあわせまして、特に産地等、業界に対しては啓蒙普及あるいは指導といった面につきましても、今後とも一層努力をいたしたいと存する次第でございます。

○宮井委員 これから一層努力する、こういうふうなお話でございます。

重ねてお尋ねするようで、あれでございますけれども、ただいま御説明ございましたように、五十一年には審議会等々を設け、業界の意見等も聞いたということでございますが、その後の動きを見ましても、構造改善事業を行ったのは、五十年に二十五、五十一年に二十一グループであつたのが、五十二年には七、五十三年には三と、激減しておるわけでございます。そういうふうな業界の意見を聞いてから、なおこういうふうな減つてき

ている。そういう点で、その対応に効果があったとは思われないわけですが、その点はどうお考えになっておるか、この点をお伺いいたします。

○栗原政府委員 私どもも、努力の足りない点については反省をいたすわけでございます。

ただ、現実の業界の実情をいたしまして、オイルショック以来の非常に長く続いた不況の影響、それに伴います体力の低下、さらに一昨年来の円高不況の影響、こういう、実際問題として、業界としてなかなか前向きに、新しい事業に取り組みにくいといったような、客観的な情勢であったという点が一挙げられようかと思えます。しかし、最近におきます景気情勢は、先ほど来のお話のとおり、若干明るさも出ておりますし、設備廃棄もかなり進みまして、構造改善を行いますに当たっての基礎的な条件も、徐々に整備されていくと考えておりますし、そういう意味合いで、業界の方からも、新しく構造改善に取り組みたいという意向も出てまいっております。したがって、こういったタイミングを踏まえまして、ひとつでできるだけ早急にこの構造改善を、業界の努力をも踏まえまして実施していきたい、かように考えているわけでございます。

○宮井委員 業界の方のいろいろなそういった事情もあるということですが、ひとつそこに手を差し伸べて、よりよい指導を行っていたらいいと思えます。

そこで、先ほどお話が出ましたが、本法案の目的でもある、産元、親機を含むグループの構造改善に際して、通産省としては、どのような規模の産元か、あるいはこの法律に適用される産元の位置づけを、どのようにお考えになっているか、お尋ねしたいと思います。

○栗原政府委員 今回、産元、親機等を、構草の対象として正式に位置づけるといふ改正をお願いしているわけですが、改正前の現在の法律におきましては、産元は卸売業者というふうに概念されております。したがって、その産元

が行う事業は、繊維工業に属する事業ではないという点で、構草の対象にはならない、こういうことでございます。

しかし、産元の実質的な機能というものを考えてみますと、原料であります糸の調達、支給あるいは商品の企画、染色業者への染色の委託等々、これは、実質的にはほとんど生産活動と同様のことをやっているという機能に着目をして、このような意味合いで、今回新たに対象とすることを考えたわけでございます。

○宮井委員 そこで、私は先般、兵庫県西脇市の播州織機総合開発センターあるいは静岡県浜松の遠州織機株式会社の実態調査をしてまいりましたが、たとえば静岡県の場合は、産元の類型をいたしまして、四つくらいあるようでございます。一つは自主生産型、二つ目は下請生産型、三つ目は下請仲介型、四つ目は商店型、これは一々説明していただきますと時間がございますのであれですが、たとえばこの四つのうち理想的なものは、産元が親機に対して製品決定、発注を行う、そうしますと、親機は糸商から原糸を購入する、そして親機は子機に加工し出す。そしてこの加工したものはまた親機のところへ上げられ、今度はその生地というものは、また産元へ購入される。そして産元は商社、集産地の問屋に持っていく、現地では、これは商社型と言いまして理想的である。これは、なぜかと言いますと、自主性があつて、売れる物を自分で考える、こういう研究という面で非常に理想的である。その次に多い種類は、産元が紡績や商社から製品を発注してもらい、産元が糸商から原糸を購入し、そしてそれを機屋に加工し、技術指導する。そして生地を再び産元に供給しまして、紡績や商社にそれを販売する、こういうふうなのが多いのです。こういういろいろな型があるのですが、通産省はこういう点をどうお考えになっているか、お伺いします。

○栗原政府委員 今回の法律の対象として、私どもの考えております産元の持つべき機能というのは、単なる注文だけを出すという意味での産元

は、対象にはいたさない、原料なり何なりを供給をいたしまして、製造または加工の委託をする、ただいま先生のおっしゃいました商社型あるいはその次の型が、それに入るのではなからうかと思えますが、そういったものを、むしろ実質的に生産に近いような形で機能を営んでいるという点に着目をして、繊維事業者として考えて対象にしていこう、かように考えておる次第でございます。

○宮井委員 そこで、時間もそろそろ参りましたので、数多くあるのですが、はしってお尋ねいたします。

産元というのは歴史も浅く、間接的な性格が強いと一般的に見られておりますが、現実には織物生産システムの中核を担う、確固たる製造業として、重要な役割りを果たしておる。これは役所もそういうふうにお認めになって、今度は入れられたいわけでございますけれども、また下請業者を育成強化するとともに、一体となって繊維産業を維持発展させてきたという実績を持っております。にもかかわらず、これは通産省の所管ではないと思ひますが、日本標準産業分類の中にこれが入っていないわけでございます。産業分類の中の製造業として明確に位置づけられては、こういう地元の要望もございします。いまの一点です。

それからもう一点は、通産大臣の諮問機関でございます繊維工業審議会の委員は、現在あらゆる繊維業界の代表が構成メンバーになっておりますが、そこで、各地の産元協同組合の代表を、今後委員に加えるお考えがあるかどうか、これもお伺いしたいと思ひます。その二点をひとつ。

○栗原政府委員 標準産業分類の関係でございますが、いわゆる従来から産元として考えられております業態は、先ほど申し上げましたように、卸売業というふうな定義されておまして、これを標準産業分類上、製造業という方に分類がえするということとは、きわめて困難であるというふうに考えております。ただ、私ども繊維を担当する立場からは、これは実質的に、その機能から見まし

て、非常に生産に近い分野の仕事をしておるといふ判断から、今回法改正において、産元を対象にするということをしていこうという次第でございます。

なお、もう一点の、繊維工業審議会に産元の代表を加えるべきではないかということでございます。この審議会の委員は、学識経験者のうちから通産大臣が任命されることになっております。今回産元といったことを重視をして、法改正をお願いしているわけでございますが、御指摘のように、新たに産元を委員として加える必要があらうかとも思ひますので、よく検討させていただきますというふうに思ひます。

○宮井委員 それでは、なおまだ問題はあるのですが、また一般質問でもお尋ねすることといたしまして、最後に、大臣に総括的に伺ひして終わりたいと思ひます。

本法案の目的、その性格は、いま若干の質疑を行ひまして、わかつてまいりましたわけでございますが、こうして実際に私は現場を回つてきまして、必ずしも政府の施策に迫つていけない、こういうふうな地域もあるわけです。政府の方針を出されましても、私の方は一年待つてみてというふうなこともございしますし、産地の実情、特性をそういう面でどう生かしていくか、また製品の開発をどう図っていくか。さつきからくどいようにですが、何回も申しましたように、この法案をつくりました、利用していただきたいといううなことでだけではなく、中小企業者に十分なPRもしていただきまして、指導もしていくために、今後大臣としてこういう面に入力していきたい、こういうふうにお考えである、こういう御決意を伺ひまして終わりたいと思ひます。

○江崎國務大臣 大変御熱心な、各論にわたる御質問を私も傾聴しておりました。大変行き届いた質問ですから、敬意を表します。

先ほど荒木さんにもお答えいたしましたように、確かに情勢が悪かった、景気が悪かったというところがあります。それから、今度の設備廃棄を

伴う構造改善というものが、業界にとっては相当深刻なものであるだけに、よそのふりを見てからというふうな感じで、手控えておるといふこともあったとは思いますが、やはりPRが十分でなかったことも確かに御指摘のようにあると思ひます。したがって、今度のこの延長を契機として、業界にどう徹底させるか、これはやはり重要な問題でありますので、あらゆる関係機関を通じて十分PRをする、同時に、親切に行き届いた相談に乗る、これが一番大切だと思ひます。

それからアパレル部門の奨励策、これを、人材養成という点をまず第一義として、手初めに行おうとしたことは、私は間違つてないと思ひます。やはり何といつても人材不足ですね。たとえばいろいろな服飾デザイナーなど、数は多いですが、これはそれぞれ思い通りにやっておるだけですから、やはり国際的レベルまでどうレベルアップするかといふことになりまして、今度のような勉強をしたり、また情報を提供したりする機関を、国と業界とで持つといふことは、これは大変時宜を得たものと思つておりますが、これを實際に動かそうといふことになりまして、私は、やはり日本にも国際的なファッションセンターみたいなものを、今後考へていかなければならない。今度の予算にはもちろん間に合いませんでした、これを契機として、そういった方面にも一歩も二歩も進めて、繊維産業といふものは何といつてもやはり国の重要産業の一つでありますので、世界の進進におくれをとらないように、先進国日本として、中進国の迫り上げを振り払うだけ、精いっぱいといふことではないような体質改善に持つていきたい、口で言うことは簡単であります、が、ひとつ着実に進めていきたいという熱意を持つております。

○宮井委員 終わります。

○橋口委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十六分散会

繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案  
繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律

繊維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「（加工を含む）」を「又は加工（原材料その他の物品を提供して行う製造又は加工の委託を含む）」に改める。

第四条第二項中「異なる種類の事業を併せて行う特定組合又は」を「特定組合又は異なる種類の事業を併せて行う」に、「事業相互」を「事業（特定組合にあつては、構成員たる繊維事業者が行う事業を含む）」の相互に改める。

第二十四条第二項中「又は第四十二条の第二項の振興基金」を「、第四十二条の第二項の振興基金又は第四十二条の第三項の人材育成基金」に、「あつては」を「充てて」に改める。

第三十一条第二項中「二十五人」を「三十人」に改める。

第四十条第一項第二号中「あつては」を「充てて」に改め、同項第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 衣服（繊維製品であるものに限る。）に關し新商品又は新技術の開発又は企業化、需要の開拓等に必要なる技術及び知識を有する技術者、経営管理者等の養成及び研修の事業（以下「人材育成事業」という。）に必要な資金に充てての助成金の交付、人材育成事業の実施、人材育成事業を行う者に対する指導及び助言並びに人材育成事業に関する調査研究及びその成果の普及、

第四十条第二項中「前項第六号」を「前項第七号」に改める。  
第四十一条第二項中「第三号」を「第四号」に改める。

第四十二条の二第一項中「同項第四号」を「同項第五号」に、「あつては」を「充てて」に、「第四号」を「第五号」に改める。

号」を「第五号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（人材育成基金）

第四十二条の三 協会は、第四十条第一項第三号に規定する助成金の交付、人材育成事業の実施、指導及び助言並びに調査研究及びその成果の普及並びにこれらに附帯する業務に關する人材育成基金を設け、第二十四条第二項の規定により人材育成基金に充ててべきものとして出資された金額と同号に掲げる業務に要する費用に充ててを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充ててするものとする。

2 第四十二条第二項の規定は、前項の人材育成基金に準用する。

第四十三条中「第四十条第一項第三号」を「第四十条第一項第四号」に改める。

附則第二條中「昭和五十四年六月三十日」を「昭和五十九年六月三十日」に改める。

附則第二條の二を削る。

附則  
（施行期日）  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
（地方税法の一部改正）  
2 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第七項中「昭和五十四年六月三十日」を「昭和五十六年一月一日」に改める。

理由  
最近における繊維工業をめぐる内外の経済的事情にかんがみ、繊維工業構造改善臨時措置法が廃止するものとされる期限を昭和五十九年六月三十日に変更し、あわせて繊維工業構造改善事業協会に關しその業務として衣服関連の人材育成に關する業務を追加する等の措置を講ずることと、構造改善事業計画を単独で作成することが出来る特定組合の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商工委員會議録第二号中正誤

ページ 段行 誤 正

一 四二 同高差益 円高差益

二 二末三 二百万キロ 二百万バレル

三 二二 反対制派 反体制派

四 四末 配次 取次

五 七一 一 カメラカ アメリカ

六 四四 ありませんが国 ありませんが、それが国

七 一四 特派大使との 特派大使の

八 三五 しよう

同 第三号中正誤

ページ 段行 誤 正

三 二二 申したい 申したい

四 四七 百七十ポンド 百七十万ポンド

五 三三 輸送費が上昇を 輸送費が上昇を

六 三三 した。この輸送 した。この輸送

七 三三 費が上昇をし 費の上昇をし

八 二四 ですか、 ですか、

九 三末五 一月一十月 一月一十月

昭和五十四年三月十四日印刷

昭和五十四年三月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

V